

事務連絡
令和3年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

重層的支援体制整備事業と関係制度等との連携について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和2年6月に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備が重要です。

今般、別添1～11のとおり、関係通知を発出することとし、支援関係機関との連携方法等についてお示ししているのでご参照いただくとともに、重層的支援体制整備事業の円滑な実施に向けて、貴管内の市町村をはじめ、関係者、関係団体等に広く周知願います。

目次

- 別添 1 重層的支援体制整備事業とひきこもり支援との連携について
 - 別添 2 重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について
 - 別添 3 重層的支援体制整備事業と児童福祉制度・DV被害者支援施策等との連携について
 - 別添 4 重層的支援体制整備事業と公共職業安定所等との連携について
 - 別添 5 重層的支援体制整備事業とシルバー人材センターとの連携について
 - 別添 6 重層的支援体制整備事業と生涯現役促進地域連携事業との連携について
 - 別添 7 重層的支援体制整備事業と水道事業との連携について（通知）
 - 別添 8 重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知）
 - 別添 9 重層的支援体制整備事業と地域生活定着促進事業との連携について
 - 別添 10 重層的支援体制整備事業と教育施策との連携について
 - 別添 11 重層的支援体制整備事業と子供・若者育成支援施策との連携について
- （参考）重層的支援体制整備事業に関する参考資料

社援地発 0329 第 6 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公印省略)

重層的支援体制整備事業とひきこもり支援との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

この 3 つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。そのため、関係部局の連携を強化する観点から、法第 106 条の 6 において、市町村が、関係部局や支援関係機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、法第 106 条の 5 においては、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けています。

一方、ひきこもり支援は、都道府県及び指定都市に設置したひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり支援コーディネーター等による専門的な支援を実施するとともに、より身近な市町村において、相談窓口や支援機関の情報発信、ひきこもり状態にある者に適した居場所づくり、家族向けの講習会の開催等に取り組んでおり、都道府県域及び市町村域の両面から、ひきこもり状態にある者やその家族の状況に応じた寄り添った支援を関係機関と連携しながら進めています。

重層的支援体制整備事業とひきこもり支援については、ともに様々な課題を抱える者のそれぞれの状況に応じて、関係機関が連携して包括的な支援を提供していくことを目指すものであり、両施策を連携させて実施することで、ひきこもり状態にある者やその家族を含むより多くの者へ支援を届けることができます。

以上を踏まえ、重層的支援体制整備事業とひきこもり支援における連携について、下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

また、市町村によっては、重層的支援体制整備事業の中でひきこもり状態にある者やその家族の支援を行う場合もあると考えられますが、その場合も、都道府県域のひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関との連携や個人情報の取扱い等の考え方は共通するので、本通知を参考にして下さい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会とひきこもり支援について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

ひきこもり支援においても、ひきこもり状態にある者やその家族が、ひきこもりに至った原因や過程、ひきこもっている期間、抱えている生活課題などそれぞれ異なる事情を抱えることに思いを寄せて、より相談しやすい体制を整備するとともに、安心して過ごせる居場所や自らの役割を感じられる機会をつく

ることによって、ひきこもり状態にある者やその家族をしっかりと受け止める社会をつくっていくこととしている。

このように、誰もが安心して過ごせる場所があり、自らの役割を感じられる社会の構築を実現させることが地域共生社会とひきこもり支援に共通する目標である。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

(1) 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者(※1)につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者(※2)をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。

(※1) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者(市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村)

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者(市町村が自ら実施している場合は当該市町村)

- ・ 地域包括支援センターの運営(介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業)
- ・ 障害者相談支援事業(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第1項第3号に掲げる事業)
- ・ 利用者支援事業(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条第1号に掲げる事業)
- ・ 自立相談支援事業(生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項各号に掲げる事業)

一方、ひきこもり支援においては、都道府県及び指定都市に設置されるひきこもりの専門的な支援機関である「ひきこもり地域支援センター」において、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の資格を有するひきこもり支援コーディネーターが、地域の関係機関と連携した上で、ひきこもり状態にある者やその家族等へ支援を行っている。

また、市町村においては、生活困窮者自立支援、障害福祉、保健福祉等の担

当部局（以下「ひきこもり支援担当部局」という。）が中心となって、自立相談支援機関、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション、ハローワーク、地元企業、当事者会や家族会等の関係機関によるネットワークである市町村プラットフォームの設置を進めており、多様な関係機関の連携の下でひきこもり支援を行っている。「ひきこもり支援施策の推進について」（令和2年10月27日社援地発1027第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）では、この市町村プラットフォームの設置運営の他、市町村におけるひきこもり支援体制の構築の基礎として、ひきこもり状態にある方等が支援につながるためのひきこもり相談窓口の明確化・周知と、地域における支援対象者の実態やニーズの把握について、市町村及び都道府県において取り組むべき事項を示し、全ての市町村において、原則、令和3年度末までにこれら全てに取り組んでいただくようお願いしている。

これらの取組によって、市区町村においてひきこもり支援体制の構築が進む中において、ひきこもりに関する相談窓口が受けた相談については、本人の意向を踏まえつつ、多機関協働事業者又は包括的相談支援事業者（以下「多機関協働事業者等」という。）につなぎ、複雑化・複合化した課題の解きほぐしを図るほか、反対に、多機関協働事業者等が対応した相談者がひきこもり状態にある場合には、本人の意向を踏まえつつ、ひきこもり地域支援センターを始めとするひきこもり支援を実施する関係機関（以下「ひきこもり支援機関」という。）につなぐなど、相互に連携した効果的な支援を実施されたい。

（2）重層的支援会議及び支援会議の開催

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議及び支援会議（以下「重層的支援会議等」という。）の構成

員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなる。

多機関協働事業においてひきこもり状態にある者の支援プランを作成する場合や当該支援プランの評価を行う際には、ひきこもり支援担当部局やひきこもり支援機関にも重層的支援会議等への参加を求め、当該会議での協議を踏まえ、必要に応じてひきこもり支援機関の支援内容も盛り込むなど、連携を図られたい。

ひきこもり支援担当部局においては、ひきこもり支援機関において相談を受けた相談者を多機関協働事業者等につないだ場合や、多機関協働事業者等からひきこもり状態にある者の支援の検討にあたって重層的支援会議等の構成員に加わるよう依頼があった場合は、積極的に参加されたい。

なお、重層的支援会議等については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、ひきこもり支援に係る府内連携会議等が設置されている場合であって、当該既存の会議体と合同で開催することが可能な場合には、既存の会議体との時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

また、重層的支援会議等については、市町村において設置するものであるが、ひきこもり地域支援センターや都道府県のひきこもり支援担当部局との連携体制を構築しようとする場合には、市町村のひきこもり支援担当部局に適宜連絡調整を依頼する等工夫して実施するようお願いしたい。

(3) アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の長期化、深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援を行うことが重要である。重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）（以下「アウトリーチ等継続支援事業」という。）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

また、ひきこもり支援においても、ひきこもり状態にある者やその家族が、地域社会との関係性が希薄であるといった状況等から、ひきこもり地域支援センターへの訪問相談支援員の配置や自立相談支援機関の窓口へのアウトリーチ支援員の配置等による訪問支援等を実施して、初期のつながりを確保するほか、つながりが出来た後の信頼関係の構築等を推進している。

ひきこもり支援機関によるアウトリーチで対応可能なものについては、これまで通りひきこもり支援機関において対応することとなるが、ひきこもり支援

機関のみでは対応が困難な個別ニーズ等を抱えている事例(※1)については、必要に応じて多機関協働事業者や他分野の包括的相談支援事業者等と協議を行い、特にアウトリーチの強化が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者(※2)につなぐなど適切に連携していただきたい。

(※1) 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ ひきこもり状態にある者と高齢の親が同居している世帯で、高齢の親も地域住民や支援関係機関等から孤立している状態であるが、高齢の親に対するアウトリーチ支援から始めた方が、世帯との信頼関係の構築が進む可能性がある場合

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村から、法第106条の4 第4項の規定により、アウトリーチ等継続的支援事業の委託を受けている事業者(市町村が自ら実施している場合は当該市町村)

なお、アウトリーチ支援の実施を検討するにあたっては、ひきこもり状態にある者が不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないことから、こうした本人の複雑な状況や心情等を理解した上で丁寧に寄り添う対応をしていく必要があることを念頭に置き、まずは本人や家族との信頼関係の構築に注力し、関係性が醸成されたところで、初めて訪問するよう配慮すること。

(4) 参加支援事業における社会資源の積極的な活用について

ア 参加支援の考え方

1の「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創る」という地域共生社会の実現に向けて、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、参加支援は包括的な支援体制の構築を進めるにあたって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業においても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業における参加支援では対応できない狭間

の個別ニーズのある者について、参加支援の機能で地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

ひきこもり状態にある者の支援においては、就労体験やボランティア活動、当事者個々に適した居場所等、本人を受け止める多様な社会参加の場を充実させることが重要である。ひきこもり支援機関で支援している者について、上記の参加支援事業の活用が有用と考えらえる場合には、本人の意向も踏まえつつ、参加支援事業の活用も図られたい。

3 制度の相互理解等

(1) ひきこもり支援と重層的支援体制整備事業は、相互に密接した関係にあることから、担当部局や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、ひきこもり地域支援センターの実施主体が、都道府県及び指定都市であることから、指定都市以外の市町村のひきこもり支援担当部局とひきこもり地域支援センターとの連携体制を構築するためには、意識的に日常的な連携の機会を設ける必要がある。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、地域福祉施策と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

国においても令和3年度以降、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組にかかる理解促進を進めていくこととしているため、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) ひきこもりサポーターとの連携について

ひきこもり支援においては、平成25年度から、ひきこもり状態にある本人や家族に対する早期対応を目的に、市町村等を実施主体として、継続的な訪問支援やひきこもり支援機関への紹介等を行う「ひきこもりサポートー」（ひきこもり状態を経験した者やひきこもり状態にある者を抱える家族等（ピアサポートー）を含む。）を派遣する事業を実施している。

市町村等において、ひきこもりサポートーの派遣を実施している場合は、ひきこもりサポートーが、ひきこもり状態にある者がいる世帯を訪問し、本人や家族の話を傾聴すること等を通じて、当該世帯の状況等を把握していることも考えられる。

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、こうした世帯における生活困窮状態にある者の早期発見や世帯の状況等の把握の手段として、ひきこもりサポートーと連携することが効果的であることから、積極的に連携を図っていただくようお願いする。

（3）個人情報の取扱いについて

上記1及び2に掲げたとおり多機関協働事業等とひきこもり支援機関間で相談者をつなぐ場合や、ともに支援を行う場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報を第三者に提供することについて、本人の同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場で行うことが基本となる。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意されたい。

参自発 0329 第 1 号
社援地発 0329 第 7 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市
中核市

自殺対策主管部（局）長
民生主管部（局）長 殿

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公印省略)

重層的支援体制整備事業と自殺対策との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

この 3 つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、法第 106 条の 6 において、市町村が、関係部局や支援関係機関、民生・児童委員等の関係者により構成される

支援会議を組織することができることや、法第 106 条の 5においては、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けています。

一方、自殺対策については、平成 28 年 4 月に改正された自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）において、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が実施されなければならないことや、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない旨が基本理念として明示されたほか、都道府県及び市町村に対し、自殺対策についての計画を策定することが義務づけられました。

また、平成 29 年には、自殺対策基本法の改正趣旨や自殺の実態を踏まえて「自殺総合対策大綱」（平成 29 年 7 月閣議決定）が策定され、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させ、対人支援、地域連携、社会制度のそれぞれのレベルにおいて強力かつ総合的に推進することとし、制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人を、地域において早期に発見し、確実に支援するため、地域共生社会の実現に向けた取組等と連携を図ることとしています。

さらに、新型コロナウイルス感染症による経済活動や社会生活への影響等から、自殺者数が増加していることも踏まえ、自殺リスクを抱える方に対して、対面、電話、SNS を活用した相談支援体制を拡充した対応が必要となっています。

したがって、自殺対策施策と重層的支援体制整備事業とが、対象者本人やその世帯の状況や意向と各々の支援者の専門性に応じて、しっかりと連携し支援を進めることが重要となります。

以上を踏まえ、両施策における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び支援関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会と自殺対策の関係性について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

自殺対策は、自殺の背景には過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など様々な社会的要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施しなければならないものであり、「生きることの阻害要因」（自殺のリスク要因となる過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等）を減らし、「生きることの促進要因」（自殺に対する保護要因となる、自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等）を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるため、対人援助のレベル、地域連携のレベル、社会制度のレベルのそれぞれにおいて強力かつ総合的に推進するものである。

自殺対策の本質が生きることの支援にあることを確認し、「いのちを支える自殺対策」という理念のもと「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すものである。

このように、複雑化・複合化した課題を抱える個人について、社会全体で、本人の生を支えることなど、その理念や支援の方向性を共にするものであることから、それぞれの対策については、両制度が有機的に連携して取り組まれる必要がある。

2 重層的支援体制事業における各支援関係機関における基本認識

（1）自殺の危険性が高い者に対する支援についての基本的な考え方

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、自ら命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢を考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができるからである。

自殺行動に至った人の直前のこころの健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症しており、これらの精神疾患の影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっている。このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」

ということができる。

そのため、様々な課題を抱える者からの相談に対応することとなる多機関協働事業者（※1）や包括的相談支援事業者（※2）においては、相談支援を実施する中で、自殺の危険性が高いと考えられる者を把握した場合、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等が運営するところの健康相談窓口や、必要に応じて精神科医療機関等に早期につなぐ必要がある。

（※1）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定に基づき、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定に基づき、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

（2）自殺の危険性が高いと考えられる者の把握

「眠れない」、「食欲がない」、「一日中気分が落ち込んでいる」、「何をしていても楽しくない」といった一つ一つの症状は誰でも感じるようなことであっても、一日中絶え間なく感じられ、長期間続くようであれば、うつ病のサインである可能性があり、状態等が悪化すれば自殺の危険性が高まることも懸念される。多機関協働事業者や包括的相談支援事業においてはこうしたサインを逃さず、適切な対応につなげていくことが大切である。

そのため、多機関協働事業者及び包括的相談支援事業者は、自殺の危険性を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて適切な専門機関につなぐことが可能となるよう、自殺の危険性を示すサインについての解説資料である「ゲートキーパー養成研修用DVD」（以下URL）を積極的に活用することや、自治体が実施するゲートキーパー養成研修その他自殺対策に関わる人材養

成研修への積極的な参加等により、自殺の危険を示すサインやその対応方法、支援が受けられる外部の保健・医療機関の連絡先等の基礎知識を習得しておくことが重要である。

自殺対策主管部局においては、上記のゲートキーパー研修等の人材養成研修を開催する場合には、多機関協働事業者等の支援関係機関も受講の機会が得られるよう研修の案内について連絡するなど配慮願いたい。

(「ゲートキーパー養成研修用 DVD」 URL(YouTube))

<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWjI0JFBIe6i4eyYatP33rq0>

3 重層的支援体制整備事業と自殺対策主管部局等との連携

(1) 多機関協働事業等における連携について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする関係の支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。

一方、自殺対策としては、各地方公共団体の自殺対策主管部局、保健所及び精神保健福祉センター等（以下「自殺対策主管部局等」という。）を中心として、電話相談、来所相談、心の健康等の健康要因と生活面の相談を併せて行う総合支援相談会の実施、相談員等自殺対策に係る人材の養成、普及啓発等の自殺対策事業が展開されている。

自殺を防止するためには、精神保健福祉的な視点だけではなく、社会・経済的な視点、家族の状況や、人間関係の問題なども含む包括的な取組が重要である。自殺対策主管部局等において、複雑化・複合化した事例（※）を把握した場合には、多機関協働事業者など重層的支援体制整備事業へつないだ上で、連携した対応にあたられたい。

また、自殺の危険性が高い者を早期に発見し、早期に支援につなげるに当たっては、多機関協働事業者を中心とする重層的支援体制整備事業が有するネットワークと自殺対策主管部局等が有する支援関係機関とのネットワークを相互に活用することが効果的である。このため、両機関が日頃から情報共有を行い、それぞれのネットワークに相互に参画することなどに努めるようお願いしたい。

（※）自殺の危険性が高い者に対して支援を行うに当たり、

- ・ 8050 問題やごみ屋敷など、世帯として地域から孤立している
 - ・ 失業、多重債務、健康問題、人間関係の問題など本人や世帯として問題を抱えている
- などの状態にあり、支援関係機関間の役割分担が必要な場合や、適切な支援関係機関か判断できない場合などが想定される。

(2) 重層的支援会議及び支援会議の開催

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、構成員間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上、決定していくこととなる。

自殺対策関係部局等においても、同部局等において相談を受けた場合のうち、複雑化・複合化した課題を抱える者で多機関協働事業者につないだ場合や、多機関協働事業者から自殺の危険性が高い者の支援の検討にあたって重層的支援会議・支援会議の構成員の依頼があった場合は、積極的なご参加をお願いしたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、自殺対策の庁内連携会議等が設置されている場合であって、当会議体と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

また、重層的支援会議・支援会議については、市町村において設置するものであるが、都道府県の自殺対策所管部局や相談窓口との連携体制を構築しようとする場合には、市町村の自殺対策所管部局が適宜連絡調整を行う等工

夫して実施するようお願いしたい。

(3) アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい方や、課題に対する自覚がない方といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもりの状態のある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

自殺対策所管部局及び自殺予防に関する相談窓口において、地域住民の抱える課題の端緒となる事象等（※1）を把握し、早期につながる必要があると考えた場合には、必要に応じて包括的相談支援事業者や多機関協働事業者につなぐとともに、特にアウトリーチ等を通じた支援が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者（※2）につなぐなど、適切に連携していただきたい。4の記載内容を踏まえ、必要に応じて包括的相談支援事業者や多機関協働事業者につなぐとともに、適切に連携していただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者においても、支援を実施する中で、自殺対策所管部局または自殺予防に関する相談窓口につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※1） 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 自殺のリスクは低いと考えられるが、失業、多重債務、健康問題、人間関係の問題など、本人や世帯として問題を抱えているものの、支援関係機関等につながっていない状態
- ・ 自殺リスクのある本人に対する支援は行っているが、その家族においても別の問題を抱えており支援が必要な状態

（※2） 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

4 社会参加に向けた支援（参加支援）について

ア 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念を踏まえると、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能で地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

自殺対策においては、自己肯定感や信頼できる人間関係等の構築など「生きることの促進要因」を増加させることも重要であることから、自殺担当主管部局で支援している者について、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている場合であって、上記の参加支援事業の活用が有用と考えられる場合には、本人の意向も踏まえつつ、参加支援事業の活用も図られたい。

5 地域づくりに向けた支援について

ア 地域づくりに向けた支援の考え方

個人が地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすことは自己肯定感や自己有用感を育むことにつながっていく。

また、地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけ支え合う関係性が育まれる結果、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐことにも資するものである。

本人や世帯の暮らしを中心とする包括的支援を機能させるために、地域において、誰もが望めば多様な経路でつながり、参加することの環境整備を進めていくものである。

イ 重層的支援体制整備事業における地域づくり支援事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。

自殺対策においても、生きづらさを抱えた人や自己肯定感が低い若者、配偶者と離別・死別した高齢者や退職して役割を喪失した中高年男性等、孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、地域とつながり、支援とつながることができるよう、孤立を防ぐための居場所づくりが必要となっている。

そのため、重層的支援体制整備事業者及び自殺対策主管担当課においては、それぞれ把握している地域資源について情報共有を図るとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築を図る際には、双方連携の上、多様かつ多くの活動等の開発やネットワークの構築を推進されたい。

（※）重層的支援体制整備事業においては、それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項2号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条の45第2項第5号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）
- ・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

6 具体的な連携のあり方

（1）多機関協働事業及び包括的相談支援事業と自殺予防に関する相談窓口との連携

多機関協働事業者及び包括的相談支援事業者（以下「多機関協働事業者等」という。）と自殺予防に関する相談窓口等の連携については上記2のとおりであるが、具体的には以下の取組により連携を図られたい。

- ・ 自殺予防に関する相談窓口は、各地方公共団体の実情に応じ、例えば、「こころの健康相談窓口」といった名称で、保健所や精神保健福祉センター、自殺対策主管部局、精神保健担当部局等において設置・運営されている。

自殺予防に関する相談窓口及び多機関協働事業者等が把握した自殺の危険性の高い者や複雑化・複合化した課題を抱える者を、適切に両者の支援につないでいくことが重要である。なお、小規模な自治体で自殺予防に関する相談窓口が設置されていない場合は、当該自治体の多機関協働事業者等と当該自治体が属する都道府県の設置する自殺予防に関する相談窓口とが連携を図るようお願いしたい。特に、精神保健に関する問題から自殺の危険性が高いと考えられる場合には、当該自治体の精神保健担当部局又は精神保健を担当する保健師と連携を図るようお願いしたい。

- ・ 自殺予防に関する相談窓口への相談者のうち、複合的な課題を抱えた者（世帯全体でみてそのような状況にある事案を含む）について、本人の意向を踏まえつつ、当該窓口から多機関協働事業者等につなぐこと（多機関協働事業者等につないだ後の対応については以下の（ウ）を参照）。
- ・ 多機関協働事業者等で把握した自殺の危険性の高い者については、自殺予防に関する相談窓口と連携し、早期に適切な支援を行うこと。（例えば、うつ病等の精神疾患を抱えている可能性がある場合には、迅速に精神科医療機関にかかるように支援を行う等。）また、その際、多機関協働事業者等においては、以下の（ア）から（ウ）までの取組を行われたい。
 - (ア) 早期の段階から自殺予防に関する相談窓口と連携し、アセスメントを共に実施するなどを行うことで、スクリーニングにおける判断を適切に行うこと。
 - (イ) スクリーニングにおいて重層的支援体制整備事業による継続的支援を必要としないと判断する場合は、本人の意向を踏まえつつ、多機関協働事業者等から自殺予防に関する相談窓口につなぐこと。
 - (ウ) スクリーニングにおいて重層的支援体制整備事業により継続的に支援していくべきと判断する場合は、必要に応じて自殺予防に関する相談窓口と連携して支援していくことを支援プランに盛り込み、重層的支援会議に自殺予防に関する相談窓口の担当者が参加する等、必要な連携を図ること。
- ・ また、本人を精神科医療機関等につなぐ際に、本人がその必要性を理解しないために受診や専門機関での相談を拒否する場合がある。このような場合、「病気かもしれないから」と受診を勧めても本人には必要性は分からぬが、「心の問題が体に関係することもあるので、専門家のカウンセリングを受けてみましょう」と本人が苦しんでいることに焦点をあてて受診を促すことで、受診への抵抗感を減じさせるなど、本人の状態にも配慮した対応に努めること。
- ・ なお、多機関協働事業者等と自殺予防に関する相談窓口がともに支援す

る場合は、本人の意向も踏まえ、両者において支援方針の摺り合わせを十分に行った上で、例えば、生活面や経済的な課題等については多機関協働事業者等が担い、本人への傾聴や精神面での支援は自殺予防に関する相談窓口が担うなど、適切な役割分担を図りつつ、その自立に向け、十分に連携して必要な支援を行うこと、また、支援プランの評価を行う際には当該窓口の相談員も出席し、適切に終結・再プラン・中断の判断を行うことをお願いしたい。

7 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

重層的支援体制整備事業と自殺対策施策において、連携した事業実施のためにには、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めることが必要であるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。また、包括的な支援体制の構築に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定にもご協力いただきたい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、子ども子育て支援施策と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

国においても令和3年度以降、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組にかかる理解促進を進めていくこととしているため、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、

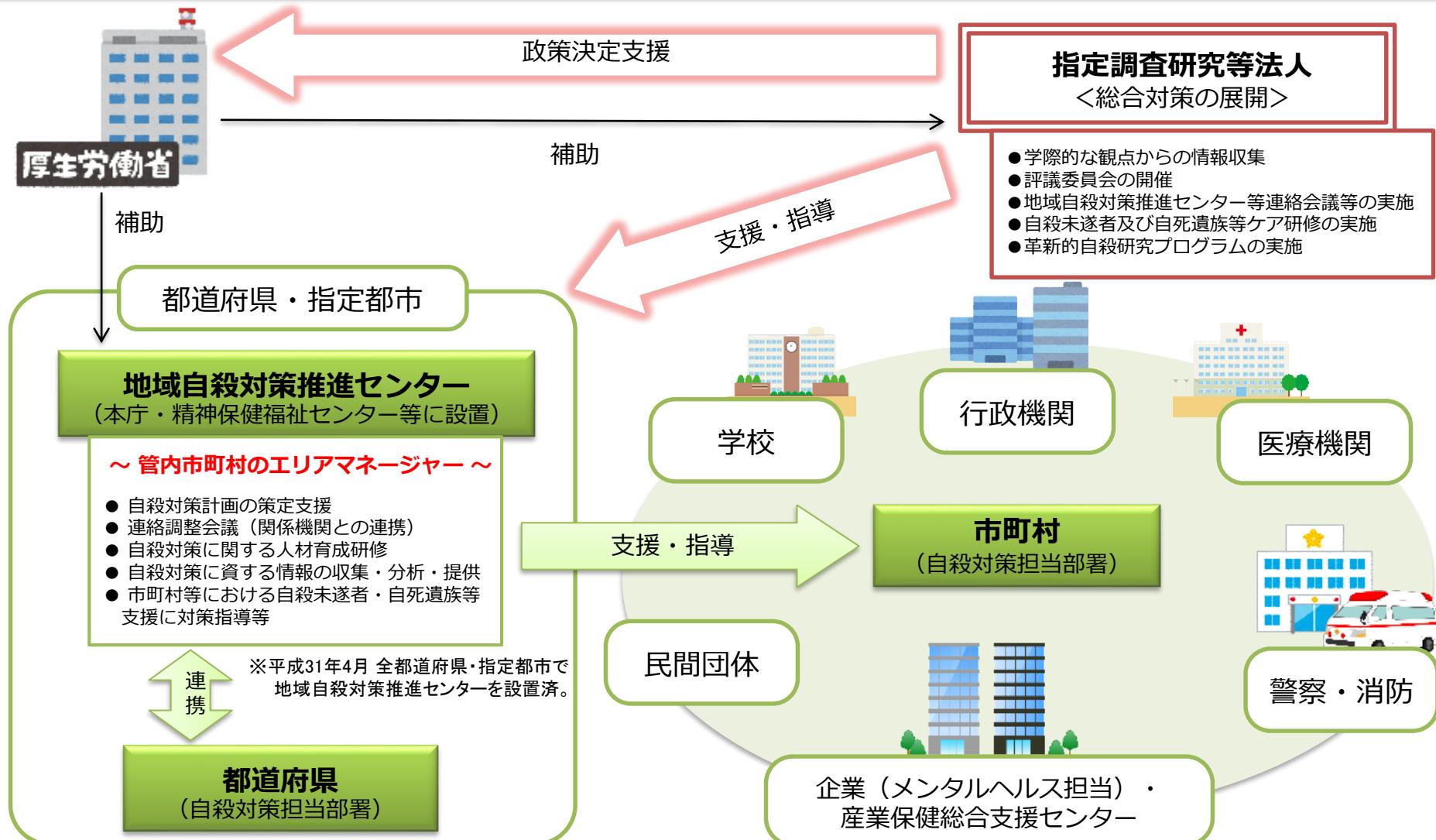
双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場で行うことが基本となる。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

地域における自殺対策の推進について

自殺対策における地方公共団体の役割 ⇒ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進

- 国と協力し、地域の状況に応じた施策を策定・実施
- 地域自殺対策推進センターの設置（都道府県・指定都市）
- 都道府県・市町村自殺対策計画の策定
- 自殺者の親族等への相談体制の充実
- 関係者の連携協力、調査研究等の推進、人材の確保、研修・啓発の推進
- 医療提供体制や様々な分野の相談機関につなげる他機関連携体制の整備
- 医療機関と連携した自殺未遂者支援の推進
- 民間団体の活動の支援



府共第209号
社援地発0329第8号
子家発0329第1号
令和3年3月29日

各都道府県民生主管部（局）長
各都道府県児童福祉制度主管部（局）長
各都道府県婦人保護事業主管部（局）長
各都道府県配偶者暴力相談支援センター主管部（局）長
各指定都市・中核市民生主管部（局）長
各指定都市・中核市児童福祉制度主管部（局）長

殿

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長
(公印省略)

重層的支援体制整備事業と児童福祉制度・DV被害者支援施策等 との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました（別紙中「1. 地域共生社会」、「2. 重層的支援体制整備事業における3つの支援」を参照）。

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい複雑化・複合化した課題に対応するため、市町村において包括的な支援体制の構築を図るものであり、体制の構築に当たっては、ひとり親家庭施策や社会的養護施策、児童虐待防止対策等の児童福祉制度や、婦人保護事業や配偶者暴力相談支援センター等の配偶者からの暴力等（以下「DV」という。）被害者支援施策（以下「児童福祉制度・DV被害者支援施策等」という。）と重層的支援体制整備事業の連携

を十分に図っていただくことが重要です。

以上を踏まえ、児童福祉制度・DV被害者支援施策等と重層的支援体制整備事業の連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（民生主管部（局）及び児童福祉制度主管部（局）においては、指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、重層的支援体制整備事業の内容や重層的支援体制整備事業と児童福祉制度・DV被害者支援施策等の連携に関する詳細な説明は別紙に記載しておりますので、必要に応じて別紙を参照してください。

最後に、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 多機関協働事業等との連携

児童福祉制度・DV被害者支援施策等と重層的支援体制整備事業においては、市町村における包括的な支援体制の構築に向けて、主に以下のような相互の日常的な連携を構築することが望ましいこと（別紙中「3. 重層的支援体制整備事業との連携」を参照）。

- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等の担当部局（以下「担当部局」という。）においては、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例について、本人同意を得た上で多機関協働事業者や包括的相談支援事業者に情報提供し、必要に応じて連携して支援すること。なお、本人同意が得られない場合には、法第 106 条の 6 に規定する支援会議において、支援に必要な情報共有等が可能である。
- ・ 担当部局においては、課題が顕在化していない状態であっても、地域住民の抱える課題の端緒となる事象等を把握した場合には、必要に応じて包括的相談支援事業者や多機関協働事業者に情報提供し、必要に応じて連携して支援すること。
- ・ 担当部局においては、アウトリーチ等を通じた支援の強化が必要と思われる事例については、アウトリーチ支援事業者に情報提供し、必要に応じて連携して支援すること。
- ・ 担当部局においては、時間をかけて多様な社会参加に向けた支援を行う必要のある事例については、参加支援事業者や多機関協働事業者に情報提供し、必要に応じて連携して支援すること。
- ・ 多機関協働事業者や包括的相談支援事業者、アウトリーチ支援事業者等に

においては、支援を実施する中で、児童福祉制度・DV被害者支援施策等に基づく支援の必要が生じた場合には、担当部局に協力を依頼し、必要に応じて連携して支援すること。担当部局においては、そうした依頼があった場合には、各事業者と連携して適切に対応すること。

- 市町村や多機関協働事業者においては、児童福祉制度・DV被害者支援施策等による支援の対象者に関する重層的支援会議・支援会議を開催する場合は、必要に応じて担当部局に対して参画を依頼すること。担当部局においては、そうした依頼があった場合には、積極的にご協力いただきたいこと。なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、既存の会議体（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条の 2 第 1 項に基づく要保護児童対策地域協議会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 9 条に基づく協議会等）と組み合わせて開催することも可能であること。

2 社会資源の共有

多様な社会参加に向けた支援を行うため、児童福祉制度・DV被害者支援施策等においても、社会資源の共有や参加支援事業者における支援メニューの構築にご協力いただきたいこと（別紙中「3（3）ウ 社会資源の共有」を参照）。

3 個人情報の適切な取扱い

支援関係機関間の情報共有にあたっては、個人情報の保護の観点から、社会福祉法及び各地方公共団体の個人情報保護条例の規定に基づき、遺漏なく対応されたいこと（別紙中「4（2）情報共有等にあたっての留意事項」を参照）。

以上

<別紙>

1. 地域共生社会

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

児童福祉制度については、次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備の支援、児童虐待の防止や対応など総合的な子ども・子育て支援を推進している。

また、DV被害者支援施策については、暴力の防止から被害者の保護、自立支援に至る各段階について、社会資源の状況等の地域の実情を踏まえた切れ目のない支援を行うとともに、幅広い分野にわたる支援関係機関等が、認識の共有や情報の交換、協議に至るまで連携して対応することが必要とされている。

いずれの支援にあたっても、それぞれが抱える複雑化・複合化した課題について様々な支援関係機関が連携のもとで丁寧な個別支援を行うとともに、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことが求められるものである。

2. 重層的支援体制整備事業における3つの支援

3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。

3. 重層的支援体制整備事業との連携

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）に本人

を紹介し、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。

担当部局において受け止めた相談のうち、本人（本人が未成年の場合は、必要に応じてその親も含む。以下同じ。）やその世帯が複雑化・複合化した課題を抱えており、従来の連携体制のみでは対応が難しい場合は、必要に応じて市町村などの関係者と協議の上、多機関協働事業者に情報提供し、連携して支援を実施されたい。

また、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、ひとり親に関する相談は市町村、社会的養護が必要と思われる児童や児童虐待等に関する相談は市町村や児童相談所等、DVに関する相談は、配偶者暴力相談支援センターや婦人相談所、警察等と適切に連携して支援を実施していただきたい。特に、児童虐待やDVなど、生命・身体等にかかわる危険の端緒を把握した場合には、速やかに通報することが重要である。

（※1）具体的には以下のようないふたつの場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、家族間の関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等では対象にはならない又は支援が困難なケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※3）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げ

る事業)

- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

イ 重層的支援会議・支援会議への参加等

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援を行うため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなる。担当部局においては、児童福祉制度・DV被害者支援施策等の支援の対象者に関する重層的支援会議・支援会議への参画を求められた際は、積極的にご協力いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、既存の会議体（児童福祉法第25条の2第1項に基づく要保護児童対策地域協議会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第9条に基づく協議会等）と組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。この際、要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条の3第1項に基づき、関係機関等に資料又は情報の提供等を求めることができるため、情報の共有につき本人同意を得る必要はない。

（2）アウトリーチ等を通じた早期の支援

すでに課題が深刻化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援を行うことが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもりの状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

担当部局において、通常の支援等を行う中で、地域住民の抱える課題の端緒となる事象等（※4）を把握し、従来の連携体制のみでは対応が困難である場合には、必要に応じて関係者と協議の上、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者に情報提供するとともに、特に、アウトリーチ等を通じた支援の強化が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者（※5）に情報提供し、必要に応じて連携して支援するなど、適切に連携していただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者においても、支援を実施する中で、児童福祉制度・DV被害者支援施策等による支援の必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。特に、子どもの精神面のケアが必要なケースを把握した場合には、児童福祉制度に基づく支援など適切な支援先に情報提供し、必要に応じて連携して支援していただきたい。

（※4）具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 介護と育児のダブルケアや、親や祖父母の介護を子どもが行うヤングケアラーの問題など、一つの世帯に複数の課題が存在していると考えられるが、各支援関係機関の支援が届いていない場合
- ・ ごみ屋敷や騒音等のトラブルなどにより、世帯全体が地域から孤立している場合
- ・ 子ども・若者本人には明確な課題は確認されていないが、多子世帯などで養育に支援が必要な場合や、親が収入や健康などの課題を抱えている場合など、世帯全体でみると複雑化・複合化した課題を抱えている場合
- ・ 一度、相談支援機関に相談があったものの、支援に対する消極的又は拒否的な対応等により支援に至らず、今後、問題が深刻化・複雑化するおそれがある場合

（※5）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(3) 参加支援事業における社会資源の積極的な活用

ア 参加支援の考え方

1 の地域共生社会の理念にあるとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、母子・父子自立支援プログラム策定事業等において、この目的に重なるような取組が行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能で地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源を拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

児童福祉制度・DV被害者支援施策等の支援対象者についても、社会参加に向けた支援が必要であって、既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている場合には、参加支援事業を活用して支援を行うことが可能であることから、時間をかけて、多様な社会参加に向けた支援を行う必要性のある者を把握した場合には、参加支援事業者（※6）又は多機関協働事業者に情報提供し（※7）、必要に応じて連携して支援していただきたい。

（※6）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※7）各市町村内の支援関係機関間の連絡窓口や連携体制については、各市町村の体制を踏まえ、各市町村において決定されたい。

ウ 社会資源の共有

これまでも、各分野のサービスを複合的に提供する場合の取扱いについては、「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン（平成28年3月）」等により進められてきたところであるが、地域において多様な社会参加に向けた支援を行うため、児童福祉制度・DV被害者支援施策等においても、ひとり親や社会的養護が必要とされる児童、虐待を受けた児童やDV被害者等への支援に関して、社会資源の共有や参加支援事業者における支援メニューの構築にご協力いただきたい。

4 制度の相互理解等

（1）広域的な連携について

特にDV被害者については、支援の過程で他の市町村や都道府県に転居する事例も多いことから、重層的支援体制整備事業の支援対象者が市町村又は都道府県の枠を超えて転居等をした場合は、本人同意を得た上で、転居先の市町村及び支援関係機関等に必要な情報を共有し、当該支援対象者への支援が途切れることのないよう留意すること。

（2）情報共有等にあたっての留意事項

本人を他の支援関係機関に紹介する場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合など、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たっては、本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていない場合など、本人同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意されたい。

（3）相互理解の促進

児童福祉制度・DV被害者支援施策等と重層的支援体制整備事業は、相互に密接した支援関係にあることから、市町村の担当部局や支援関係機関間の相互理解を深めるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、包括的な支援体制の構築に向けて、分野を超えた部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定にもご協力いただきたい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援

体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、児童福祉制度・DV被害者支援施策等と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内の共有に努めていただきたい。

なお、例えば、児童相談所や配偶者暴力相談支援センター等については、都道府県が設置しているものも多いことから、都道府県の担当部局においては、市町村から連携の依頼等があった場合には、積極的に連携を図っていただきたい。

国においても令和3年度以降、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組にかかる理解促進を進めていくこととしているため、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

社援地発 0329 第9号
令和3年3月29日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公印省略)

重層的支援体制整備事業と公共職業安定所等との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

就労は、重層的支援体制整備事業により支援を受ける者の経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から重要であり、就労に向けた支援を行う場合は、重層的支援体制整備事業の支援関係機関と公共職業安定所（以下「安定所」という。）をはじめとする地域の就労支援機関が連携し、本人の抱える課題等を十分理解した上で、支援を行う必要があります。

以上を踏まえ、安定所と重層的支援体制整備事業の連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・

分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

就労は、重層的支援体制整備事業により支援を受ける者の経済的な自立や社会参加、自己実現等に向けた重要な手段であり、一人ひとりが社会とのつながりの中で、生きがいや役割を持って暮らすことのできる社会の構築を目指す地域共生社会の実現においても重要な役割を持つものである。

2 多機関協働事業における安定所との連携

(1) 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者においては、安定所より課題の解きほぐし等が必要と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。また、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、就労を希望する者については、安定所につなぐとともに連携して支援を実施したい。

（※1）具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(※3) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる包括的相談支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（2）重層的支援会議・支援会議への安定所の参画等

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなるが、市町村や多機関協働事業者においては、就労を希望する者等への支援に関して、必要に応じて安定所に参画を依頼することが望ましい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体と組み合わせて開催することも可能であるため、市町村の福祉部局の要請により安定所がすでに出席している会議体がある場合は、当該会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

3 アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の安定所との連携

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※1）といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

アウトリーチ支援事業者（※2）においては、安定所よりアウトリーチ等の支援によって早期の支援が必要と考えられる本人のつなぎがあった場合には、適切な情報共有と支援の引き継ぎを行っていただきたい。

また、反対に、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、本人が一般就労を希望するなど安定所につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※1） 例えれば以下ののような状況が考えられる。

- ・ 就職したもののいつも長く続かず退職する、面接に落ち続けるなど、就労だけでなく、日常生活や人間関係の構築等に問題があると考えられる状態
- ・ 就労を希望する本人には明確な課題は確認されていないが、介護や子育ての負担感が大きく、将来的に生活に支障をきたす可能性が高い状態

（※2） 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継

統的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

4 参加支援と安定所の連携

参加支援事業者（※）において、安定所より、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、適切に情報共有や支援の引き継ぎなど対応いただくとともに、安定所の有する多様な求人情報や企業とのネットワーク等についても、積極的な活用を図られたい。

また、反対に、参加支援事業者が支援を実施する中で、本人が一般就労を希望するなど安定所につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

5 安定所への情報共有等

市町村においては、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等の連絡先等を安定所に共有するとともに、連絡先以外にも、ボランティア募集や地域の居場所等などに関する情報についても積極的に情報提供することにより、企業を含む市町村全体での支援体制の構築に努めていただきたい。

また、企業から従業員の抱える課題等に関する相談等を受け付けた場合でも、積極的に対応いただきたい。

6 制度の相互理解等

（1）相互理解の促進

安定所の支援を受ける者と重層的支援体制整備事業の支援を受ける者については重複する可能性があることから、支援関係機関において、安定所や重層的支援体制整備事業等への相互理解を深めるとともに、支援関係機関間で相互に日常的な連携（それぞれが行う研修への講師派遣、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。この連携においては、既存の連携の枠組みを活用し、相談内容に応じて安定所の既存の担当窓口等との連携を図っていただくことになるが、その場合であっても、全体として本人への包括的な支援が達成されるよう、配慮をお願いしたい。

都道府県については、法第6条第3項の規定に基づき、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の

提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、安定所と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内の共有に努めていただきたい。

（2）情報共有等にあたっての留意事項

本人を安定所につなぐ場合や、安定所とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、安定所と情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

職首発 0329 第 7 号
職就発 0329 第 1 号
職障発 0329 第 1 号
令和 3 年 3 月 29 日

各都道府県労働局
職業安定部長 殿

厚生労働省職業安定局
総務課首席職業指導官
雇用開発企画課就労支援室長
障害者雇用対策課長
(公印省略)

重層的支援体制整備事業と公共職業安定所との連携について

平素より公共職業安定所（以下「安定所」という。）における業務の推進にご尽力いただき感謝申し上げる。

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなった。

この 3 つの支援の内容は、個別支援の観点から、「相談支援」によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めるとともに、「参加支援」を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた「地域づくりに向けた支援」によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなる。

なかでも就労は、「重層的支援体制整備事業」により支援を受ける者の経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から重要であり、就労に向けた支援を行う場合は、「重層的支援体制整備事業」の支援関係機関と安定所をはじめとする地域の就労支援機関が連携し、本人の抱える課題等を十分理解した上で支援を行

う必要がある。

以上を踏まえ、下記1についてご了知いただくとともに、下記2にご留意のうえ、安定所と「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村等との連携を図っていただくようお願いする。

なお、本通知は、社会・援護局地域福祉課と調整済みであることを申し添える。

記

1 理念・用語の説明

(1) 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

(2) 「重層的支援体制整備事業」について

「重層的支援体制整備事業」は、地域共生社会の実現に向けて、属性を問わない「相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うことにより市町村における包括的な支援体制を構築するものであり、具体的には、法第106条の4第2項各号に掲げる事業（※1）を一体的に実施することとされている。

具体的には、「包括的相談支援事業」において属性や世代に関わらず相談を受け止め、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した課題を有する事例（※2）について「多機関協働事業」（後記（3）参照）につなぎ、課題の解きほぐしや支援関係機関間の役割分担を図り、各支援関係機関が円滑な連携のもと支援できるようにするとともに、自ら支援につながることが難しい者の場合には、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」（後記（4）参照）により本人との関係性の構築に向けた支援をすることとされている。

また、社会との関係性が希薄化しており、社会参加に向けた支援が必要な者については、「参加支援事業」（後記（5）参照）により本人のニーズと社会資源の間の調整や支援を行うとともに、「地域づくり事業」を通じて、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備等を行うこととされている。

なお、「重層的支援体制整備事業」は、実施を希望する市町村が手挙げ方式により実施する任意事業とされている（実施予定市町村については別添資料を参照）。

(※1) 包括的相談支援事業（第1号）、参加支援事業（第2号）、地域づくり事業（第3号）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（第4号）、多機関協働事業（第5・6号）

(※2) 具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、家族間の関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（3）「多機関協働事業」について

「重層的支援体制整備事業」においては、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した課題を有する事例について、本人同意を得た上で「多機関協働事業者」（※3）につなぎ、課題の解きほぐしや、「包括的相談支援事業者」（※4）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととされている。

（※3）「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※4）「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第3項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

(4) 重層的支援会議・支援会議について

「重層的支援体制整備事業」の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、「多機関協働事業者」の呼びかけにより、「重層的支援会議」（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととされている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、「重層的支援会議」ではなく、法第106条の6第1項に規定する「支援会議」を開催することとされている。この「支援会議」においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

「重層的支援会議」・「支援会議」の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定されることとなる。なお、「重層的支援会議」・「支援会議」については、その目的や内容に応じて開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、各会議体の守秘義務に留意した上で、地域における既存の会議体と合同で開催することも可能である。

(5) アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者（※5）を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要であり、「重層的支援体制整備事業」においては、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとされている。

（※5） 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 就職したもののいつも長く続かず退職する、面接に落ち続けるなど、就労だけでなく、日常生活や人間関係の構築等に問題があると考えられる状態
- ・ 就労を希望する本人には明確な課題は確認されていないが、8050問題や介護と育児のダブルケアなど、世帯として複合的な課題を抱えて

いる状態

- ・ 本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっていない状態

(6) 「参加支援事業」について

(1) の地域共生社会の理念を踏まえ、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要である。「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

「重層的支援体制整備事業」においては、「多機関協働事業」の利用者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある者について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに「参加支援事業」（法第106条の4第2項第2号）を実施することとされている。

この「参加支援事業」においては、本人のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとされている。

2 「重層的支援体制整備事業」を実施する市町村等と安定所の連携について

経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から、就労は地域共生社会の実現において重要な役割を持つものであり、一人ひとりが社会とのつながりの中で、生きがいや役割を持って暮らすことができるよう、安定所は地域の就労支援を担う機関の一員として、「重層的支援体制整備事業」の支援関係機関と連携していくことが重要である。

このため、安定所管内の市町村が「重層的支援体制整備事業」を実施する場合には、支援対象者のニーズを踏まえつつ以下により連携すること。

(1) 「多機関協働事業」「包括的相談支援事業」等への誘導・連携

安定所の支援のみによる課題解決が困難な複雑化・複合化した支援ニーズを把握した場合には、本人の意向も踏まえて「多機関協働事業者」や「包括的相談支援事業者」につなぐこと。また、アウトリーチ等を通じた支援が必要と思われる者については、「アウトリーチ支援事業者」につなぐことによ

り、本人の抱える課題の解決に向けて適切に連携すること。

(2) 「重層的支援会議」への参加等

多機関協働事業による支援を受けた者のうち就労を希望する者への支援に関して、市町村や多機関協働事業者から安定所に対して「重層的支援会議」への参加依頼等があった場合には、緊要性等を勘案しつつ可能な限り参加すること。

なお、本人同意のない場合に開催される「支援会議」（上記1（4）参照）についても、市町村や多機関協働事業者から安定所に対して参加依頼等があった場合には、緊要性等を勘案しつつ必要に応じて参加すること（後記（6）の留意事項参照）。

(3) 「参加支援事業」との連携

安定所においては、参加支援事業者（※6）より、参加支援事業における支援メニューの構築に向けて、多様な就労（例えば、ひきこもりや難病、高齢者等に向けた短時間・短期間の就労や就労経験が少ない者向けの就労等）の創出に向けた相談等や地域の企業等に関する情報提供等の依頼があった場合には、参加支援事業者に対し安定所が対応可能な範囲で必要な支援を行うこと。

また、安定所の既存の支援プログラムでは対応が難しい複雑化・複合化した課題を有する者（1（2）の※2参照）であって、参加支援事業によって時間をかけて多様な社会参加に向けた支援を行う必要のある者を把握した場合には、本人の意向を踏まえつつ、安定所から参加支援事業者又は多機関協働事業者に連絡し、参加支援事業を活用することも可能である。

（※6）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(4) 「重層的支援体制整備事業」等の周知

安定所管内の市町村が「重層的支的支援体制事業」を実施する場合は、市町村から提供された包括的相談支援事業者や多機関協働事業者の連絡先等を労働局ホームページに掲載したり、周知リーフレットを安定所内に配架する等により、就労以外の課題を抱える求職者や事業所が福祉分野の相談窓口につながりやすくなるよう周知に努めること。なお、事業所に対しては、従業員が頻繁に遅刻・欠席する、人間関係で問題を起こすなど、従業員の抱え

る課題の端緒となる事象等を把握した場合に、必要に応じて包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等に相談できる旨を周知すること。

(5) 制度の相互理解等

安定所の支援を受ける者と「重層的支援体制整備事業」の支援を受ける者については重複する可能性があることから、安定所と重層的支援体制整備事業の担当部局の相互理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（それぞれが行う研修への講師派遣、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

(6) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を多機関協働事業者等の支援関係機関につなぐ場合に、相談において聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報を多機関協働事業者等の第三者に提供するに当たっては本人に同意を得ること。

また、本人との接触ができていないなどやむを得ず同意が得られない時点において、安定所と情報共有を行う必要があると市町村や多機関協働事業者が判断し、守秘義務がかけられた支援会議への参加依頼が安定所に対して行われた場合は、安定所においても個人情報管理に十分留意するとともに、安定所が本人の情報を保有する場合は支援関係機関との連携に必要な範囲に限り、支援関係機関に提供して差し支えない。

社援地発 0329 第 10 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業とシルバー人材センターとの連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

多様な就労の確保は、重層的支援体制整備事業により支援を受ける者の経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から重要であり、特に高年齢者の就労については、高年齢者の特性や相談者の抱える課題を踏まえ、個々の能力、事情等に応じた就労機会の確保に努めていただく必要があります。

高年齢者の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号。以下「高年齢者雇用安定法」という。）の規定に基づき指定されるシルバー人材センターは、高年齢者の多様な就業ニーズと地域ニーズをマッチングし、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を図り地域社会の活性化を図ることを目的としており、地域における高年齢者の働く場や社会参加の機会の確保等の観点から重要な取組となります。

以上を踏まえ、シルバー人材センター事業と重層的支援体制整備事業の連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、職業安定局高齢者雇用対策課と調整済みであるとともに、地

方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

高年齢者の就業に関しては、平成 27 年 6 月にとりまとめられた「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」において、生涯現役社会の実現に向けて、人口減少社会の中で社会の活力を維持し、持続的な成長を実現するとともに、働く意欲のある高年齢者が、年齢にかかわりなく生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠とされ、そのためには、高年齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応して、本人の持つ能力と時間を最大限活用できる機会を提供していくことが重要であることとされた。

いずれも、一人ひとりが生きがいや役割を持ち暮らしていくことができるよう支援関係機関が連携して支援を行うとともに、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 多機関協働事業との連携

（1）多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者においては、シルバー人材センターより早期の支援が必要と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。

また、シルバー人材センターは、高年齢者への就業機会の提供を強みとしていることから、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、高年齢者の就業に関する相談を受け付けた場合は、必要に応じてシルバー人材センターにつなぐとともに、連携して支援を実施されたい。

(※1) 具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(※3) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定に基づきにより、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

（2）重層的支援会議・支援会議へのシルバー人材センターの参画等

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支

援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなる。就業機会の提供を希望する高年齢者への支援に関しては、必要に応じてシルバー人材センターに参画を依頼することが想定される。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体と組み合わせて開催することも可能であるため、市町村の福祉部局の要請によりシルバー人材センターがすでに出席している会議体がある場合は、当該会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

3 アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際のシルバー人材センターとの連携

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※1）といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

アウトリーチ支援事業者（※2）においては、シルバー人材センターより早期の支援が必要と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、本人がシルバー人材センターにおける就業機会の提供を希望する場合等、シルバー人材センターにつなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援を実施していただきたい。

(※1) 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 本人には一見問題が見られないものの、ひきこもりの子どもがいたり（8050 問題）、介護（老老介護）をしていたりする状態
- ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態
- ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

4 参加支援との連携

(1) 参加支援の考え方

1 の地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

(2) 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業の利用者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に応じた支援メニューの充実を図ることとしている。

参加支援事業を利用する高年齢者が、自ら望むかたちで地域社会とつながり、生きがいを得ていくために、シルバー人材センターが有する地域に密着した多様な就業機会活用することも想定されることから、参加支援事業者

(※) が支援を実施する中で、本人がシルバー人材センターにおける就業機会の提供を希望する場合など、シルバー人材センターにつなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

また、反対に、シルバー人材センターより、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、適切に情報共有を行うとともに関係する多機関が協働して、本人に寄り添いながら支援を実施していただきたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 2 号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

5 地域づくり事業との連携

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野で実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。

地域づくり事業において配置される地域づくりコーディネーター等においては、シルバー人材センターの取組との連携を図りつつ、高年齢者本人が地域づくり事業において創出された場や居場所等への参加だけでなく、就業機会の提供という形での社会参加を希望している場合は、必要に応じてシルバー人材センターを紹介いただきたい。

(※) 介護、障害、子ども、生活困窮については、それぞれ以下の事業が対象となっている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号）のうち地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第 77 条第 1 項第 9 号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号）
- ・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

6 シルバー人材センターとの情報共有等

市町村においては、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等の連絡先等をシルバー人材センターに共有するとともに、連絡先以外にも、ボランティア募集や地域の居場所等に関する情報についても積極的に情報提供すること

により、企業を含む市町村全体での支援体制の構築にご協力いただきたい。

7 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

シルバー人材センターと重層的支援体制整備事業の相互理解を深めるため、支援関係機関間で相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、都道府県については、法第6条第3項に基づき、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、シルバー人材センター等と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人をシルバー人材センター等の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

社援地発 0329 第 11 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と生涯現役促進地域連携事業との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

多様な就労の確保は、重層的支援体制整備事業により支援を受ける者の経済的な自立や社会参加、自己実現等の観点から重要であり、特に高年齢者の就労については、高年齢者の特性や相談者の抱える課題を踏まえ、個々の能力、事情等に応じた就労機会の確保に努めていただく必要があります。

生涯現役促進地域連携事業（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 35 条第 1 項に規定する協議会等に対して、国が同法第 34 条第 2 項第 3 号に規定する「国が実施する高年齢者の雇用に資する事業」に係る事業構想を募集・選定し、その事業の実施を当該協議会等に委託する事業。以下「地域連携事業」という。）は、働く意欲のある高年齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わらず働くことができる環境を整備するため、地方自治体が中心となり、シルバー人材センター、労使関係者、社会福祉協議会、地域の金融機関等、高年齢者の就業に関する者で構成する協議会（以下「協議会」という。）を設立し、地域の高年齢者と企業等のマッチングを支援する事業であり、地域における高年齢者の働く場や社会参加の機会の確保等の観点から重要な取組となります。

以上を踏まえ、地域連携事業と重層的支援体制整備事業の連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、連携を進めて

いただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、地域連携事業の実施地域については、別添2を参照してください。

最後に、本通知は、職業安定局高齢者雇用対策課と調整済みであるとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

高年齢者の雇用に関しては、平成27年6月にとりまとめられた「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就業環境の整備に関する検討会」において、生涯現役社会の実現に向けて、人口減少社会の中で社会の活力を維持し、持続的な成長を実現するとともに、働く意欲のある高年齢者が、年齢にかかわりなく生涯現役で活躍し続けられるような雇用・就業環境を整えていくことが必要不可欠とされ、そのためには、高年齢者の多様な雇用・就業ニーズに対応して、本人の持つ能力と時間を最大限活用できる機会を提供していくことが重要であることとされた。

いずれも、一人ひとりが生きがいや役割を持ち暮らしていくことができるよう支援関係機関が連携して支援を行うとともに、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 地域連携事業について

地域連携事業は、高年齢者のニーズを踏まえた就労マッチングを強みとしている。具体的な内容としては次のようなものがあるので、市町村においては、以下の3～5において連携を図る際の参考にされたい。

（1）地域ニーズに応じた支援策の例

① 介護分野

人手で不足で、有資格者や希望者を確保しにくいため、仕事を切り出し地域の高齢者で対応

(例) 食事介助、趣味（将棋等）の相手等を含む解除補助

② 観光・文化

観光資源の付加価値を高め、多くの観光客を呼び込むため、地域に愛着を持った高齢者による発信、接遇等

郷土料理、伝統野菜等地域の食文化を核に地域を活性化するため、高齢者の郷土料理に関する知識と経験を継承、活用

③ 農業

高齢化が顕著な農山村地域で、農業従事者の困難度が加速しているため、体への負担が軽い仕事の切り出し

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた事業事例

協議会の支援メニューについては、セミナーの開催や企業訪問等集合形式によるものが主体であったところ、高年齢者は新型コロナウイルスの感染による重症化リスクが高く、事業の見合わせや参加取り止めが発生する等の課題が顕在化しているため、ウィズコロナ、ポストコロナ期における高年齢者の地域に根ざした以下の①～③の取り組みを実施。

① 仕事の切り出し

ウィズコロナ期にもニーズが旺盛な分野を中心に、既存の業務内容にとらわれず、専門的知識・技能が必要な作業内容とそうでない作業内容を整理、仕事の切り出しで、経験のない高年齢者でも就業できる就業機会の新規開拓を実施

② I T リテラシーの向上

高年齢者の I T リテラシーの向上を図り、ウィズコロナ期におけるコミュニケーションツールとしてリモートミーティングや WEB セミナーの活用、IT 分野の就業機会の創出を促進

(例) タブレット・PC 等の操作方法のセミナーを行った上で WEB セミナーを開催

③ 高年齢者のやりたいこと・できること探しのサポート

高年齢者が自身の能力、体力、経験等を把握しながら、やりたいこと・できることを探すサポートを強化し、就業に向けた意欲の喚起とマッチング精度を向上

3 多機関協働事業との連携

(1) 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重

要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者においては、地域連携事業の協議会（以下「協議会」という。）より早期の支援が必要と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。

また、地域連携事業においては、高年齢者のニーズを踏まえた就労マッチングを強みとしていることから、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、高年齢者の就業に関する相談を受け付けた場合は、必要に応じて協議会につなぐとともに、連携して支援を実施されたい。

（※1）具体的には、以下ののような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、親族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※3）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 生活困窮者自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法

律第 105 号) 第 3 条第 2 項各号に掲げる事業)

(2) 重層的支援会議・支援会議への協議会の参画等

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなるが、就労を希望する高年齢者への支援に関して、必要に応じて協議会にオブザーバー参加等を依頼することが考えられる。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体と組み合わせて開催することも可能であるため、市町村の福祉部局の要請によりすでに協議会が出席している会議体がある場合は、当該会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

4 アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の協議会との連携

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者といった潜在的な相談者（※ 1）を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）として、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

アウトリーチ支援事業者（※ 2）においては、協議会より早期の支援が必要

と考えられる者がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、就労を希望する高年齢者がいる場合など、協議会につなぐことにより効果的な就労支援が可能である場合には、適切に連携して支援を実施していただきたい。

(※1) 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 本人には一見問題が見られないものの、ひきこもりの子どもがいたり(8050問題)、介護(老老介護)をしていたりする状態
- ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態
- ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者(市町村が自ら実施している場合は当該市町村)

5 参加支援との連携

(1) 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

(2) 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業の利用者のうち、社会参加を勧めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業(法第106条の4第2項第2号)を実施することとしている。

この参加支援事業においては、利用者のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりする

ことにより、本人や世帯のニーズや状態に応じた支援メニューの充実を図ることを内容とする。

参加支援事業を利用する高年齢者が、自ら望むかたちで地域社会とつながり、生きがいを得ていくために、協議会において開拓・創出した多様な就労の情報を活用することも想定されることから、参加支援事業者（※）が支援を実施する中で、本人が協議会による就労支援を希望する場合など、協議会につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

また、協議会より、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、適切に情報共有を行うとともに関係する支援関係機関が協働して、本人に寄り添いながら支援を実施していただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

6 協議会との情報共有等

連携事業実施地域の都道府県及び市町村においては、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等の連絡先等を協議会に共有するとともに、連絡先以外にも、ボランティア募集や地域の居場所等などに関する情報についても積極的に情報提供することにより、企業を含む市町村全体での支援体制の構築に努めていただきたい。

7 制度の相互理解等

（1）相互理解の促進

地域連携事業の支援を受ける者と重層的支援体制整備事業の支援を受ける者については重複する可能性があることから、支援関係機関において、地域連携事業と重層的支援体制整備事業の相互理解を深めるため、支援関係機関間で相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

なお、地域連携事業との連携にあたっては、協議会の合意が得られた場合は、以下のとおり当該事業の協議会を活用することが考えられる。

① 重層的支援体制整備事業を行う市町村が連携事業実施地域である場合

協議会の会議等に多機関協働事業者等が参加するなど、両事業の連携の在り方について調整することが想定される。

② 管内に重層的支援体制整備事業を実施する市町村を有する都道府県が連携事業実施地域である場合

都道府県と重層的支援体制整備事業を実施する市町村の間で、両事業の連携の在り方を検討し、都道府県が、協議会において両事業の連携の在り方を調整することが想定される。なお、必要に応じて、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が参加することも想定される。

また、都道府県については、法第6条第3項に基づき、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、地域連携事業と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域での共有に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を協議会等の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

生涯現役促進地域連携事業の概要

背景

- 少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要。
- 特に、平成26年に団塊世代（約660万人）が65歳に到達し、多くの人が企業を退職していると考えられ、地域社会におけるこれらの層の活躍の場を早期に整備することが必要。
- 令和3年度は、「働き方改革実行計画」及び「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、地域の実情に応じた高年齢者の多様な就業機会を創出する（令和3年度開始分：連携推進コース4箇所、地域協働コース10箇所）。

事業内容

生涯現役促進地域連携事業

- (A) 連携推進コース…地方自治体が中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。
- (B) 地域協働コース…協議会の仕組みを活用し、連携推進コースにより構築した地域ネットワークによる効果的な取組と自治体が自主的に行う取組との双方が協働して事業を行うことを支援する事業を実施。

事業実施スキーム



高齢者ニーズ



支援メニュー例

- ①高年齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- ②高年齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- ③企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- ④高年齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- ⑤高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及（相談機関一覧の掲載等）
- ⑥高年齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
- ⑦高齢者向けの雇用・就業の場の創出

事業規模

- (A) 連携推進コース：1箇所あたり各年度約3,000万円
事業実施数36箇所（令和3年度開始分4箇所）
- (B) 地域協働コース：1箇所あたり初年度約1,500万円
2年度約1,250万円、3年度約1,000万円
事業実施予定数29箇所（令和3年度開始分10箇所）

事業実施主体及び期間

- 実施主体：協議会（地方自治体が中心となった合議体）等
- 事業実施期間：最大3年度間

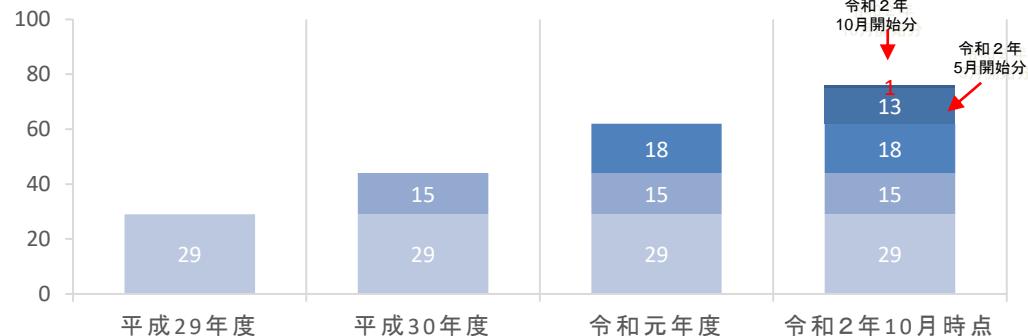
生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施地域

別添2

76地域(28道府県、48市町)で事業を実施

※令和2年10月時点

実施地域数の推移



(北海道)

帯広市、鷹栖町



沖縄
宮古島市
浦添市
南城市



※ゴシック体の地域が実施地域となります。

()は3年度間の事業実施期間が終了した地域です。

生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施団体①

事業対象地域及び実施団体			実施期間	事業対象地域及び実施団体			実施期間
1 北海道 帯広市	帯広地域雇用創出促進協議会		令和2年5月 ～令和5年3月	14 東京都 西東京市	西東京市生涯現役応援協議会		令和2年5月 ～令和5年3月
2 北海道 鷹栖町	鷹栖町社会福祉協議会		令和2年5月 ～令和5年3月	15 神奈川県 小田原市	小田原市生涯現役推進協議会		平成30年7月 ～令和3年3月
3 青森県 中泊町	中泊町生涯現役いきいき活躍プロジェクト 協議会		令和元年5月 ～令和4年3月	16 新潟県	公益社団法人新潟県シルバー人材セン ター連合会		平成30年7月 ～令和3年3月
4 青森県 平内町	ひらない生涯現役促進協議会		令和元年5月 ～令和4年3月	17 新潟県 見附市	みつけ生涯現役促進協議会		平成30年7月 ～令和3年3月
5 青森県 つがる市	つがる市生涯現役促進協議会		令和2年5月 ～令和5年3月	18 福井県	福井県生涯現役促進地域連携協議会		令和元年5月 ～令和4年3月
6 岩手県 陸前高田市	陸前高田市生涯現役促進地域連携協議会		令和元年10月 ～令和4年3月	19 長野県 大町市	大町市生涯現役促進地域連携協議会		令和元年5月 ～令和4年3月
7 宮城県 仙台市	仙台市生涯現役促進協議会		令和元年5月 ～令和4年3月	20 長野県 松本市	松本市生涯現役促進協議会		令和元年10月 ～令和4年3月
8 秋田県	公益社団法人秋田県シルバー人材セン ター連合会		令和2年5月 ～令和5年3月	21 長野県 長野市	長野市生涯現役促進協議会		令和2年5月 ～令和5年3月
9 秋田県 横手市	横手市生涯現役促進協議会		平成30年7月 ～令和3年3月	22 岐阜県 各務原市	各務原市生涯現役促進協議会		令和元年5月 ～令和4年3月
10 茨城県 取手市	取手市生涯現役促進地域連携事業推進協 議会		平成30年10月 ～令和3年3月	23 岐阜県	公益社団法人岐阜県シルバー人材セン ター連合会		令和2年5月 ～令和5年3月
11 群馬県	赤城山プロジェクト協議会		平成30年7月 ～令和3年3月	24 静岡県 静岡市	静岡市生涯現役促進地域連携協議会		令和元年5月 ～令和4年3月
12 埼玉県 和光市	和光市生涯現役促進協議会		令和2年5月 ～令和5年3月	25 愛知県 犬山市	犬山市生涯現役促進地域連携協議会		令和元年5月 ～令和4年3月
13 埼玉県 秩父市	ちちぶ雇用活性化協議会		令和2年10月 ～令和5年3月	26 愛知県 新城市	新城市生涯現役促進地域連携協議会		令和元年5月 ～令和4年3月

生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施団体②

事業対象地域及び実施団体			実施期間
27	愛知県 幸田町	幸田町シニア・シルバー世代サポート推進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
28	三重県	三重県生涯現役促進地域連携協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
29	三重県 玉城町	玉城町生涯現役促進協議会	平成30年10月 ～令和3年3月
30	滋賀県	滋賀県生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
31	兵庫県	一般財団法人兵庫県雇用開発協会	平成30年7月 ～令和3年3月
32	和歌山県 新宮市	新宮市生涯現役促進地域連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
33	島根県 出雲市	出雲市生涯現役促進協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
34	岡山県	岡山県生涯現役促進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
35	岡山県 瀬戸内市	瀬戸内市生涯現役促進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
36	広島県 福山市	福山市生涯現役促進地域連携協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
37	香川県	香川県生涯現役促進地域連携事業推進協議会	令和元年10月 ～令和4年3月
38	愛媛県	愛媛県生涯現役促進地域連携事業推進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
39	高知県	高知県生涯現役促進地域連携協議会	平成30年7月 ～令和3年3月

事業対象地域及び実施団体			実施期間
40	佐賀県	佐賀県シニアはたらきたいけん推進協議会	令和元年10月 ～令和4年3月
41	佐賀県 基山町	基山町生涯現役促進地域連携協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
42	熊本県	熊本県生涯現役促進地域連携協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
43	鹿児島県	鹿児島県アクティブシニア活躍推進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
44	鹿児島県 いちき串木野市	いちき串木野市生涯現役促進協議会	令和2年5月 ～令和5年3月
45	沖縄県 宮古島市	宮古島市生涯現役促進協議会	平成30年7月 ～令和3年3月
46	沖縄県 浦添市	浦添市グッジョブ連携協議会	令和元年5月 ～令和4年3月
47	沖縄県 南城市	南城市生涯現役促進協議会	令和元年5月 ～令和4年3月

生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施期間終了団体

事業対象地域及び実施団体			実施期間
1 北海道	社会福祉法人北海道社会福祉協議会		平成29年4月～令和2年3月
2 岩手県 遠野市	遠野市生涯現役いきいき促進協議会		平成29年11月～令和2年3月
3 宮城県 東松島市	東松島市生涯現役促進地域連携事業推進協議会		平成29年11月～令和2年3月
4 秋田県 大館市	大館市高齢者活躍支援協議会		平成29年4月～令和2年3月
5 山形県	やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会		平成29年4月～令和2年3月
6 山形県 酒田市	酒田市シニア雇用創造協議会		平成29年4月～令和2年3月
7 栃木県 栃木市	栃木市生涯現役促進協議会		平成29年4月～令和2年3月
8 千葉県 柏市	柏市生涯現役促進協議会		平成29年4月～令和2年3月
9 神奈川県	神奈川県生涯現役促進協議会		平成29年4月～令和2年3月
10 神奈川県 鎌倉市	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会		平成29年4月～令和2年3月
11 富山県	一般財団法人 富山勤労総合福祉センター		平成29年8月～令和2年3月
12 石川県	石川県人材確保・定住推進機構		平成29年4月～令和2年3月
13 福井県 若狭町	若狭町生涯現役促進地域連携協議会		平成29年11月～令和2年3月
14 山梨県	やまなしシニア世代就労推進協議会		平成29年4月～令和2年3月
15 静岡県 袋井市	ふくろい生涯現役促進地域連携協議会		平成29年8月～令和2年3月

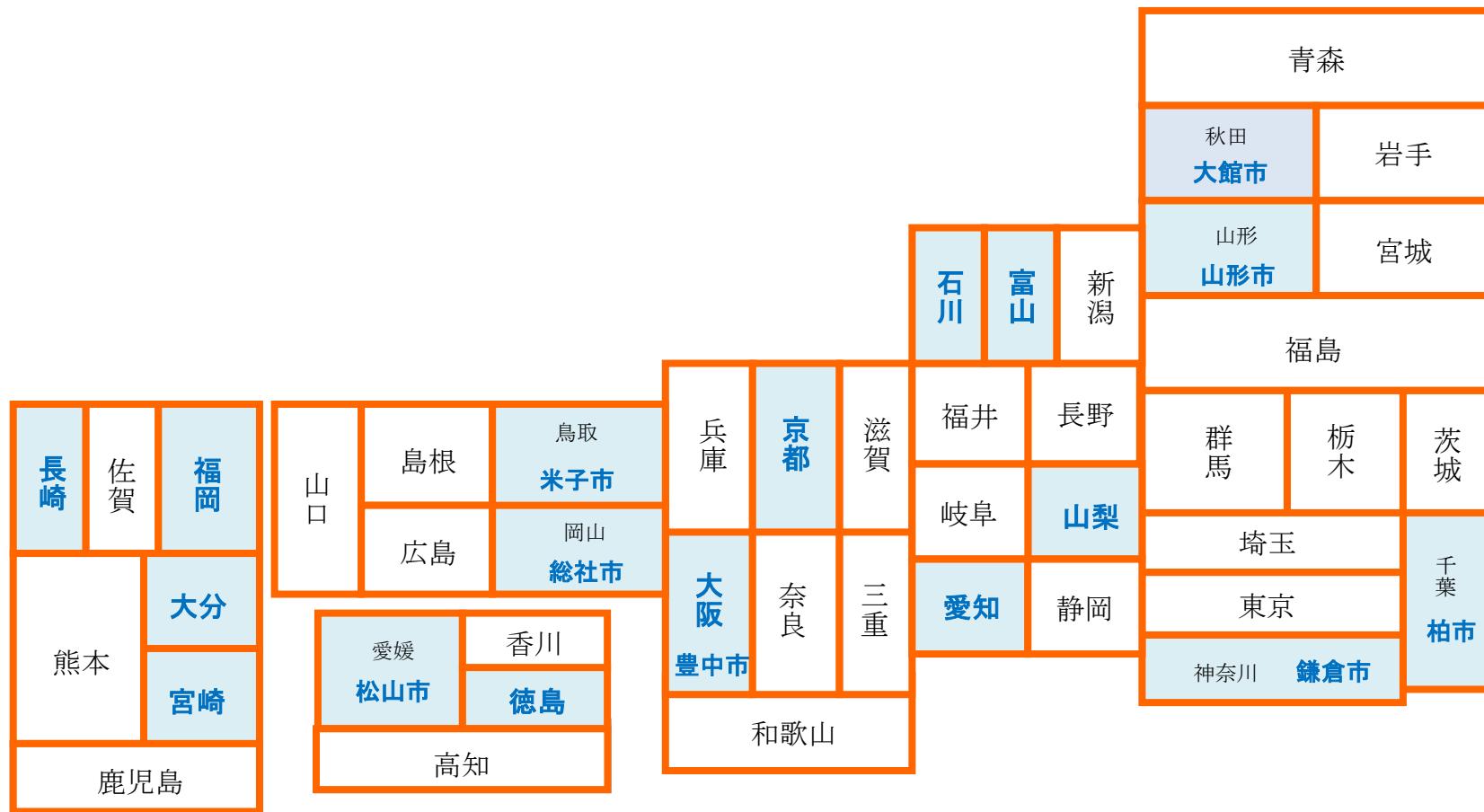
事業対象地域及び実施団体			実施期間
16 愛知県	愛知県労働協会		平成29年4月～令和2年3月
17 京都府	京都府元気シニア活躍協議会		平成29年4月～令和2年3月
18 大阪府	大阪府高年齢者就業機会確保地域連携協議会		平成29年4月～令和2年3月
19 大阪府 豊中市	豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会		平成29年4月～令和2年3月
20 奈良県 三郷町	三郷町生涯現役促進協議会		平成29年4月～令和2年3月
21 鳥取県 米子市	米子市生涯現役促進協議会		平成29年4月～令和2年3月
22 岡山県 総社市	総社市生涯現役促進協議会		平成29年4月～令和2年3月
23 岡山県 津山市	津山市生涯現役促進協議会		平成29年4月～令和2年3月
24 徳島県	徳島県生涯現役促進地域連携事業推進協議会		平成29年4月～令和2年3月
25 愛媛県 松山市	松山市シルバーパートナーシップ		平成29年4月～令和2年3月
26 福岡県	公益社団法人福岡県雇用対策協会		平成29年4月～令和2年3月
27 長崎県	長崎県生涯現役促進地域連携協議会		平成29年4月～令和2年3月
28 大分県	大分県シニア雇用推進協議会		平成29年4月～令和2年3月
29 宮崎県	みやざきシニア活躍推進協議会		平成29年8月～令和2年3月

生涯現役促進地域連携事業(地域協働コース)の実施地域

19地域(11府県、8市町)で事業を実施

※令和2年4月時点(地域協働コース実績)

北海道



※文字が青色の地域が実施地域となります。

生涯現役促進地域連携事業(地域協働コース)の実施団体

事業対象地域及び実施団体		実施期間	事業対象地域及び実施団体		実施期間
1 秋田県 大館市	大館市高齢者活躍支援協議会	令和2年4月 ～令和5年3月	11 大阪府 豊中市	豊中市生涯現役促進地域連携事業推進協議会	令和2年4月 ～令和5年3月
2 山形県 山形市	やまがた生涯現役促進地域連携事業協議会	令和2年4月 ～令和5年3月	12 鳥取県 米子市	米子市生涯現役促進協議会	令和2年4月 ～令和5年3月
3 千葉県 柏市	柏市生涯現役促進協議会	令和2年4月 ～令和5年3月	13 岡山県 総社市	総社市生涯現役促進協議会	令和2年4月 ～令和5年3月
4 神奈川県 鎌倉市	生涯現役促進地域連携鎌倉協議会	令和2年4月 ～令和5年3月	14 徳島県	徳島県生涯現役促進地域連携事業推進協議会	令和2年4月 ～令和5年3月
5 富山県	富山県人材活躍推進センター	令和2年4月 ～令和5年3月	15 愛媛県 松山市	公益社団法人松山市シルバー人材センター	令和2年4月 ～令和5年3月
6 石川県	石川県人材確保・定住推進機構	令和2年4月 ～令和5年3月	16 福岡県	公益社団法人福岡県雇用対策協会	令和2年4月 ～令和5年3月
7 山梨県	やまなしシニア世代就労推進協議会	令和2年4月 ～令和5年3月	17 長崎県	長崎県生涯現役促進地域連携協議会	令和2年4月 ～令和5年3月
8 愛知県	公益財団法人 愛知県労働協会	令和2年4月 ～令和5年3月	18 大分県	大分県シニア雇用推進協議会	令和2年4月 ～令和5年3月
9 京都府	京都府元気シニア活躍協議会	令和2年4月 ～令和5年3月	19 宮崎県	みやざきシニア活躍推進協議会	令和2年4月 ～令和5年3月
10 大阪府	大阪府高年齢者就業機会確保地域連携協議会	令和2年4月 ～令和5年3月			

社援地発 0329 第 12 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と水道事業との連携について（通知）

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

水道事業については、事業者が料金の収納や検針で地域を巡回する場合や、料金の滞納等に関する相談に応じる場合に、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握することがあると考えられます。そのような者に対し、重層的支援体制整備事業による支援に適切につなぎ、早期的な支援を行うことは、本人の抱える課題の深刻化を防ぐことになるため、両事業の緊密な連携が求められます。

地域において本人の課題が深刻化する前に必要な支援を円滑に行う観点から、水道事業と重層的支援体制整備事業における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

本通知の内容は、医薬・生活衛生局とも協議済みであり、また、同局水道課長から各厚生労働大臣認可水道事業者及び都道府県水道行政主管部局長宛てに別

紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考としていただくようお願いします。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

水道事業者については、これまでにも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、以下により、福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援の方策等について」（平成 24 年 5 月 11 日付け社援地発 0511 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

市町村による包括的な支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業においても、複雑化・複合化した支援ニーズを有する者やその世帯の早期把握が求められており、本人の抱える課題が深刻化する前に必要な支援につなげるためには、水道事業と重層的支援体制整備事業の連携を推進することが必要である。

両事業の連携の推進は、本人が地域社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者に協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は連携して支援を実施されたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議への水道事業者の参画等

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなるが、地域で孤立していたり、経済的に困窮していると考えられる者の早期把握を効果的に行う観点から水道事業者を構成員とすることも検討いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく要保護児童対策協議会、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会等）と組み合わせて開催することが効果的・効率的な場合は、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

（2）アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の水道事業者との連携

アウトリーチ支援事業者（※）においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者に協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は連携して支援を実施されたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の 4 第 4 項の規定により、同条第 2 項第 4 号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（3）参加支援と水道事業者の連携

参加支援事業においては、本人のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることを内容とする。

参加支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 2 号）を実施する事業者（以下「参加支援事業者」という。）においては、必要に応じて複雑化・複合化した支援ニーズが見込まれる者やその世帯に関する情報の把握について水道事業者に協力を求め、当該情報の提供を受けた場合は、多機関協働事業者やアウトリーチ支援事業者と協力しながら、本人のニーズを丁寧に把握しつつ、本人の地域社会への参画に向けて、どのような社会資源を活用できるか検討しておくこと。また、水道事業者や支援関係機関等からの情報により、本人や世帯に参加支援事業の実施のニーズが高いと判断した場合には、参加支援事業者から本人や世帯に働きかけることも求められる。

さらに、参加支援事業者に情報が提供された時点において、本人の抱える課題が深刻化しているケースも十分考えられるため、そのような場合に備えて、日頃から地域の社会資源を幅広く把握しておくとともに、どのようなケースにどのような社会資源を活用できるかについて整理しておくことが望ましい。

（4）水道事業者への協力依頼

（1）から（3）において、多機関協働事業者、包括的相談支援事業者、アウトリーチ支援事業者、参加支援事業者は、必要に応じて水道事業者に情報提供を求めることとしているが、例えば、以下のような事象の把握等を水道事業者に依頼することが考えられる。

- ・ 水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等に生活に困窮する者等を把握した場合
- ・ 著しい使用水量の変動があり、家人と連絡を取ろうとしたが連絡がつかず、原因も不明である場合
- ・ 水道料金の検針等で地域を巡回している際に、住宅から異臭、異音、子供

の泣き叫び声がしている場合

- ・ そのほか、何らかの社会的問題を抱えていると思われるものの、支援関係機関等につながっている様子が感じられず、地域からも孤立していると感じられる場合

3 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

水道事業者は、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握する可能性があり、そのような者の中には、重層的支援体制整備事業による支援につなげる必要性のある者もいると考えられることから、水道事業者及び重層的支援体制整備事業の主管部局は、互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や水道事業者と市町村との連携体制の構築支援等の必要な支援を行うとともに、水道事業者と重層的支援体制整備事業との連携体制の構築事例等に関する情報について、各都道府県域内の共有に努めていただきたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

薬生水発 0329 第 1 号
令和 3 年 3 月 29 日

厚生労働大臣認可水道事業者
都道府県水道行政主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築等について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行される。

厚生労働省においては、「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）等を通じて、福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築を要請してきたところであるが、依然として、生活に困窮する方に支援が届かず死亡等に至るという大変痛ましい事件が発生していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業の実施に当たり、下記のとおり通知するので、貴事業者におかれでは、法の趣旨や内容を理解いただき、重層的支援体制整備事業担当部局との連絡・連携体制の構築により一層努めていただくよう、お願いする。

また、各都道府県におかれでは、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者に対して、本件を周知いただくよう、お願いする。

さらに、各都道府県、指定都市及び中核市の民生主管部局長宛には「重層的支援体制整備事業と水道事業との連携について」（令和 3 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 12 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）により別紙のとおり通知されているので、お知らせする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の

規程による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

水道事業者については、これまでも、水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等、業務の遂行に当たって生活困窮者を把握した場合には、料金未払いによる機械的な給水停止を回避する等の柔軟な対応を行うとともに、以下により、福祉部局との連絡・連携体制を構築しているものと認識している。

- ・ 「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援の方策等について」（平成 24 年 5 月 11 日付け社援地発 0511 第 1 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」（平成 24 年 5 月 9 日付け健水発 0509 第 1 号。厚生労働省健康局水道課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度と水道事業との連携について」（平成 31 年 3 月 29 日付け社援地発 0329 第 8 号。厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）
- ・ 「生活困窮者自立支援制度担当部局との連絡・連携体制の構築等について」（平成 31 年 3 月 29 日付け薬生水発 0329 第 1 号。厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長通知）

重層的支援体制整備事業の推進は、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

重層的支援体制整備事業の実施に当たり、貴事業者におかれでは、次の（1）～（3）に示すとおり、市町村や多機関協働事業者等からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。なお、貴事業者において把握した情報を共有する場合等にあたっての留意事項は、3 の（2）を参照すること。

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業への協力について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※1）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※2）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

貴事業者におかれでは、市町村、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

なお、次の（2）及び（3）において、必要に応じてアウトリーチ支援事業者や参加支援事業者への情報提供についても協力をお願いしているが、貴事業者からどの支援事業者に情報提供を行えばよいか判断に迷う場合は、まずは多機関協働事業者への情報提供をお願いしたい。

（※1）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第106条の4第2項第1号のイからニまでに掲げる各事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議への参画等について

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を活用し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定し

ていることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定されることとなる。

貴事業者におかれては、市町村や多機関協働事業者より重層的支援会議・支援会議の構成員として参画依頼があった場合は、積極的にご協力を願いしたい。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業との連携

既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐために、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者についても、早期に関わりを作り、支援を行うことが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

貴事業者におかれては、アウトリーチ支援事業者（※）からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(3) 参加支援事業との連携

ア 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念に記載のとおりに、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業への協力について

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業の利用者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の参加支援の事業では対応できない狭間の

個別ニーズのある方について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることを内容とする。

貴事業者におかれでは、参加支援事業者からの情報提供等の協力依頼に応じて、可能な範囲で積極的な対応をお願いしたい。

（4）情報提供が必要と考えられる事象

各支援事業者からの情報提供等の協力依頼にあたっては、例えば、以下のような事象の把握等の依頼が考えられる。

- ア 水道料金の収納や検針で地域を巡回する場合や料金の滞納等に関する相談に応じる場合等に生活に困窮する者等を把握した場合
- イ 著しい使用水量の変動があり、家人と連絡を取ろうとしたが連絡がつかず、原因も不明である場合
- ウ 水道料金の検針等で地域を巡回している際に、住宅から異臭、異音、子供の泣き叫び声がしている場合
- エ そのほか、何らかの社会的問題を抱えていると思われるものの、支援関係機関等につながっている様子が感じられず、地域からも孤立していると感じられる場合

3 制度の理解促進等

（1）制度の理解の促進

貴事業者において、地域で孤立していたり、経済的に困窮している者を把握する可能性があるが、そのような者の中には、重層的支援体制整備事業による支援につなげる必要性のある者もいると考えられることから、重層的支援体制整備事業の主管部局による研修への参加等により制度への理解を深めることが望ましい。

また、都道府県においては、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、水道事業者と重層的支

援体制整備事業との連携体制の構築事例等に関する情報について、各都道府県域内水道事業者への共有等の必要な支援に努めていただきたい。

（2）情報共有等にあたっての留意事項

貴事業者において、多機関協働事業者、アウトリーチ支援事業者、参加支援事業者等と、本人の同意が得られていない時点で双方において本人の情報共有を行う場合は、守秘義務がかけられた支援会議の場等で情報共有を行うこと。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 16 条（利用目的による制限）及び第 23 条（第三者提供の制限）で「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は個人情報保護法における制限の適用外とされているが、地方公共団体である水道事業者においては、条例に同様の規定がある場合は当該規定を適用すること等により、引き続き連携体制を構築して頂くようお願いしたい。

社援地発 0329 第 13 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公印省略)

重層的支援体制整備事業と保護観察所等との連携について（通知）

今般、地域共生社会の実現ための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

刑務所出所者等（保護観察対象者及び更生緊急保護対象者をいう。以下同じ。）については、かねてから一般の地域住民に対する支援等に加え、更生保護法（平成 19 年法律第 88 号）を中心とした支援等が必要な範囲において行われていますが、刑務所出所者等の中には複合的な課題を抱える者が少なくないことから、より分野横断的な連携体制の構築が必要とされています。

地域において刑務所出所者等に対して必要な支援を円滑に行う観点から、更生保護制度と重層的支援体制整備事業の間における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

本通知の内容は、法務省保護局とも協議済みであり、また、同局更生保護振興課長及び観察課長から各保護観察所長宛てに別紙のとおり通知が発出されているので、本通知と併せて参考としていただくようお願いします。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

更生保護法に基づく支援等は、刑務所出所者等が再び罪を犯すことなく、自立した生活を送ることができるよう、支援関係機関の連携のもと、立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、刑務所出所者等が地域とのつながりを段階的に回復し、地域における居場所を得ることを助けるものである。

いずれも、一人ひとりが生きがいや役割を持ち暮らしていくことができるよう、支援関係機関が連携して支援を行うとともに、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 関係機関の連携による刑務所出所者等に対する適切な支援の在り方

刑務所出所者等に対しては、地域の関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、刑務所出所者等が抱える課題に応じて、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった更生保護法に基づき刑務所出所者等に対して支援等を行う機関等のほか、地域生活定着促進事業に基づく地域生活定着支援センターや介護、障害、生活困窮等の個別制度に基づく支援機関等（以下「支援関係機関等」という。）が適切に連携し、必要な支援を行うものである。

更生保護法に基づく支援等は、保護観察対象者に対する指導監督及び補導援護のほか、保護観察に付されていない刑務所出所者等について、親族等からの援助を受けられない場合又は公共の衛生福祉に関する機関等から保護を受けられない場合などに、その者の申出に基づき、原則として釈放から6か月を超えない範囲内で行われる更生緊急保護としての宿泊場所や食事・衣料の供与等である。また、保護観察所等においては、矯正施設在所中の者に対して、円滑な社会復帰を図ることを目的として、矯正施設在所中から出所後の帰住先の確保や各種支援等の調整を始めとした生活環境の調整を行っている。

刑務所出所者等の中には複合的な課題を抱える者が少なくないことから、必要に応じて、これらの支援と併せて、重層的支援体制整備事業を含む福祉制

度により、刑務所出所者等に寄り添い、地域社会とのつながりを段階的に回復する支援を行うことが重要である。

3 重層的支援体制整備事業との連携について

(1) 多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより、適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、刑務所出所者等から居住先や就労等の生活に関する相談を受け付けた場合や、保護観察所等より刑務所出所者等に対する個々の状況に応じた支援の依頼等があった場合については、保護観察所等と連携して支援を実施されたい。

（※1）具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 矯正施設在所中の者であって、出所後の生活基盤の構築や継続的な医療的・福祉的支援の実施に際して、在所中から各支援関係機関による支援の調整が必要な場合
- ・ 刑務所出所者等であって、障害や経済的な困窮、依存症など複数の課題を抱えており、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議・支援会議への保護観察所等の参画等

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の

上決定していくこととなるが、刑務所出所者等への支援に関して、保護観察所等を構成員とすることも検討いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく要保護児童対策協議会、障害者総合支援法に基づく（自立支援）協議会等）と組み合わせて開催することが効果的・効率的な場合は、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

（2）アウトリーチ等を通じた早期の支援を行う際の保護観察所等との連携

既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐために、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※1）についても、早期に関わりを作り、支援を行うことが重要である。

アウトリーチ支援事業者（※2）においては、保護観察所等よりアウトリーチ等の支援によって早期の支援が必要と考えられる本人のつなぎがあった場合には、適切な情報共有と支援の引き継ぎを行っていただきたい。

また、反対に、アウトリーチ支援事業者が支援を実施する中で、更生保護制度に基づく支援につなぐ必要が生じた場合には保護観察所等につなぐとともに、保護観察所等よりアウトリーチ等を通じた支援の依頼があった場合は、連携して支援していただきたい。

（※1）例えば、以下のような状況に置かれた者が考えられる。

（自ら支援を求めることが難しい方の例）

- ・ 更生保護施設や自立準備ホーム等で保護はしているものの、日中活動として、一般就労やいざれの福祉サービス等にもつながっておらず、また、保護観察や更生緊急保護期間の終了後の行き先も自力で見つけられないような状態。

（課題に対する自覚がない方の例）

- ・ 出所した高齢者が一人暮らしとなったが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態（人に相談するという経験が少なく、相談できずに困り事を抱えている可能性がある。）
- ・ 何度も救急車を呼ぶなどの状況が見られるが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（出所後、寂しさや不安感を抱いている可能性がある。）
- ・ ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（刑務所で

の生活が長く、社会生活に馴染むことができていない可能性がある。)

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者(市町村が自ら実施している場合は当該市町村)

(3) 参加支援と保護観察所等の連携

参加支援事業者(※)において、保護観察所等より、参加支援事業の活用等に関する相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、保護観察所等と積極的に連携しながら適切に対応いただきたい。

また、反対に、参加支援事業者が支援を実施する中で、本人を保護観察所等につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者(市町村が自ら実施している場合は当該市町村)

(参加支援事業の活用例)

- ・ 通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所において、更生保護施設や自立準備ホームに入所している高齢者等に対して、社会とのつながりの段階的な回復や心身機能の維持に向けた支援を行う。
- ・ 生活困窮の就労支援施設や就労継続支援B型の事業所において、更生保護施設や自立準備ホームの入所者であって、境界領域知能や何らかの依存症などの見えづらい課題や複雑化した課題を抱えているため、社会参加を進めるにあたって既存の制度では対応できない者に対して、就労支援を実施する。
- ・ 更生保護施設や自立準備ホームと協定等を結ぶなどした上で、身柄拘束されることなく微罪処分や起訴猶予となる等、保護観察所が行う更生保護法に基づく支援等の対象者ではないものの、複合的な課題を抱える者を、更生保護施設等において一時的に受け入れ、地域生活定着支援センターも含めた地域の支援関係機関等と連携し、自立に向けた支援を実施する。

4 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

刑務所出所者等の中には重層的支援体制整備事業による支援を受ける者もいることから、保護観察所等及び重層的支援体制整備事業の主管部局は、

互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や更生保護制度に基づく支援と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報の共有に努めていただきたい。

（2）情報共有等にあたっての留意事項

本人を支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

法務省保観第23号

令和3年3月29日

保護観察所長殿
地方更生保護委員会事務局長 殿（参考）

法務省保護局更生保護振興課長 押切久遠
法務省保護局観察課長 生駒貴弘
(公印省略)

保護観察所と重層的支援体制整備事業との連携について（通知）
標記について、下記のとおり定め、本年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な運用を期するよう、通知します。

おって、本件については、厚生労働省社会・援護局地域福祉課と協議済みであり、同課から主管部（局）宛て別添のとおり通知が発出されているため、本通知と併せて参考としていただくよう留意願います。

記

1 目的

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、本年4月1日から施行される。

本通知は、更生保護法（平成19年法律第88号）に規定する保護観察、生活環境の調整又は更生緊急保護の各措置の対象となる者（以下「保護観察

対象者等」という。)が重層的支援体制整備事業による支援の対象になり得ること、保護観察対象者等の中には複合的な課題を抱える者が少なくなく、これらの者の再犯防止及び改善更生のためには福祉的支援を行う関係機関等との分野横断的な連携が重要であることに鑑み、保護観察所と重層的支援体制整備事業が相互に連携を図ることを目的とするものである。

2 重層的支援体制整備事業の概要

重層的支援体制整備事業は、次に掲げる5つの事業を市町村において一体的に実施するものである。

(1) 包括的相談支援事業

相談者の属性・世代・相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止めるものである。

(2) 多機関協働事業

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例について、課題の解きほぐしや関係機関の役割分担を図るものである。具体的には、市町村又は多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議又は支援会議を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

自ら支援につながることが難しく、必要な支援が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行うものである。

(4) 参加支援事業

地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行うものである。

(5) 地域づくり事業

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備や、活動や人のコーディネートを行うものである。

3 保護観察、生活環境調整又は更生緊急保護の実施に当たっての留意点

保護観察所は、保護観察、生活環境の調整又は更生緊急保護の実施に当た

り、その対象者が複雑化・複合化した課題を抱えている場合、必要に応じ、次に掲げる対応をとることが考えられる。

- (1) 保護観察対象者等及び家族等関係者に対し、重層的支援体制整備事業の利用勧奨を行うとともに、多機関協働事業や包括的相談支援事業等を行う機関の連絡先を教示すること。
- (2) 保護観察対象者等の同意を得た上で、重層的支援体制整備事業を行う機関に対し、上記2の(2)の重層的支援会議等を含む適宜の方法により、必要な範囲内で、当該対象者に関する情報を提供すること。

なお、個人情報を提供することについて当該対象者の同意が得られた場合には、関係記録にその旨付記するなどして、記録化すること。

また、個人情報の提供に関して保護観察対象者等の同意が得られない場合は、上記2の(2)の支援会議において当該対象者に関する情報の提供等を行うことが可能であること。
- (3) 市町村や多機関協働事業者から、保護観察対象者等の支援に関して、重層的支援会議又は支援会議への参画の依頼がなされた場合は、積極的に参画を検討すること。
- (4) 保護観察対象者等について、本人の同意を得て重層的支援体制整備事業による支援につなぐ場合は、当該保護観察対象者等の状況に応じて、訪問日時の調整や訪問時の同伴等を行うこと。
- (5) 保護観察対象者等が重層的支援体制整備事業による支援を受けている場合、当該対象者の同意を得た上で、重層的支援体制整備事業を行う市町村や支援関係機関との間で、当該対象者に関する情報共有や支援方針の協議等を行うこと。
- (6) 重層的支援体制整備事業を行う市町村や支援関係機関から、保護観察対象者等に関する相談等があった場合には、これに対応すること。
- (7) 連携に当たっては、別添通知に記載の支援や連携の具体例を参考すること。
- (8) 重層的支援体制整備事業は任意事業であり、全ての市町村で実施されるものではないことにあらかじめ留意すること。

4 更生保護施設等と重層的支援体制整備事業との連携

重層的支援体制整備事業を実施する市町村に所在する更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「更生保護施設等」という。）に対し、重層的支援体制整備事業について情報提供するとともに、必要に応じ、以下の方法により重層的支援体制整備事業と連携することを助言すること。

(1) 保護観察対象者等の支援に当たっての連携

上記3に準じた連携を行うこと。また、連携に当たっては、別添通知に記載の支援や連携の具体例を参照すること。

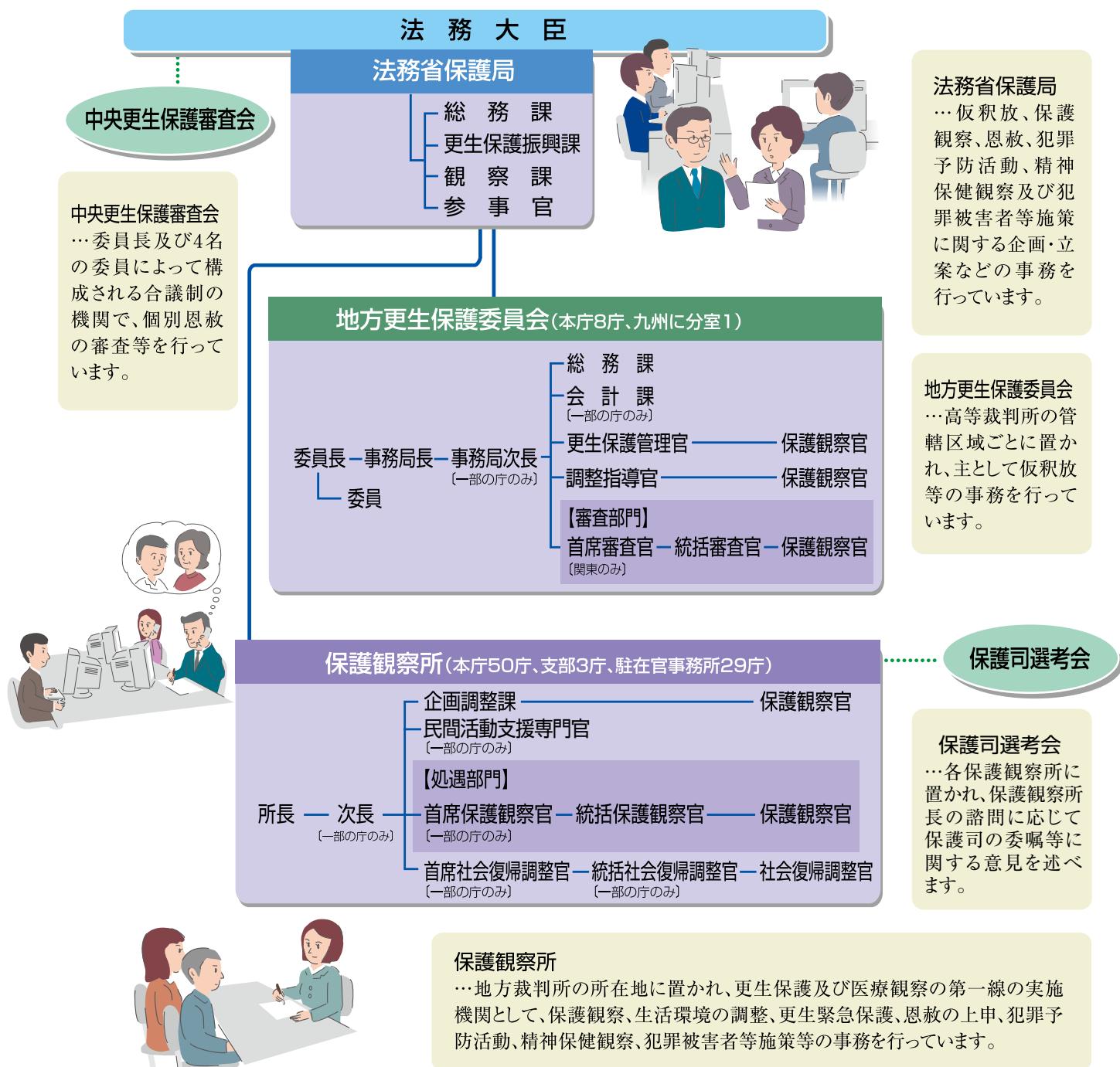
(2) 参加支援事業との連携

別添通知3（3）記載の（参加支援事業の活用例）3点目について、更生保護施設において市町村から依頼を受けて支援対象者の受入れを行う場合は、公益事業として定款に記載した上で、市町村と協定等を結ぶことが考えられること。なお、受入れに伴い発生する実費相当分については、市町村から支払うことも可能としているので、協定等を結ぶ際に協議されたこと。

5 制度の相互理解

保護観察所及び市町村における重層的支援体制整備事業の主管部局は、互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携を確保することが望ましいことから、保護観察所においては、市町村から依頼があった場合には、双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等について、必要な協力をすること。

更生保護を担う機関



保護観察官

…心理学、教育学、福祉及び社会学等の更生保護に関する専門的知識に基づき、保護司と協働して、犯罪をした人や非行のある少年に対する保護観察や生活環境の調整を実施するほか、犯罪予防活動、更生保護における犯罪被害者等施策等に関する事務に従事する国家公務員です。犯罪をした人や非行のある少年が社会の中で自立できるよう、彼らを取りまく地域の力をいかしながら、その再犯・再非行の防止と社会復帰の促進のための指導・援助を行う「社会内処遇」の専門家です。

社会復帰調整官

…精神保健福祉士等の資格を有し、精神保健や精神障害者福祉に関する専門的知識に基づき、医療観察制度の対象となる精神障害者に対する精神保健観察、生活環境の調整等の処遇に従事する国家公務員です。同制度の対象となる人に必要となる継続的な医療と援助を確保し、その社会復帰を促進するため、地域社会において関係機関相互間の連携を確保するコーディネーターとして重要な役割を担っています。

更生保護を支える民間ボランティア・施設・団体

保護司

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアです。その主な職務には、保護観察を受けている人と面接を行い指導・助言をすること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するために啓発活動を行うことなどがあり、現在、全国で約4万7,000人が活動しています。

●身分

保護司は、非常勤で一般職の国家公務員とされています。給与は支給されません。

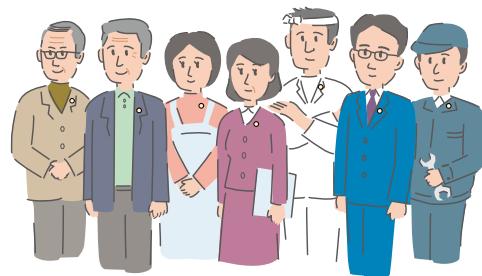
●任期

保護司の任期は2年ですが、再任することができます。

●具備条件

保護司には、次の条件をすべて備えていることが必要とされます。

- ①社会的信望、②熱意と時間的余裕、③生活の安定、
④健康



保護司の安定的確保

近年、地域の人間関係の希薄化を始めとした社会情勢の変容や保護司の処遇活動が困難になっている影響などもあって、保護司適任者の確保が困難になっており、保護司の人員は減少傾向にあります。保護司を安定的に確保し、保護司制度を将来にわたって充実強化していくことは更生保護の喫緊の課題となっています。

このため、幅広い年齢層や多様な職業など様々な立場の地域住民の中から保護司適任者を確保するための「保護司候補者検討協議会」を各地で実施したり、保護司等の活動拠点である「更生保護サポートセンター」を設置しています。

さらに、保護司会では、地域の方々に保護司活動の体験を通じて保護司への理解や関心を深めてもらうため「保護司活動インターンシップ」を実施しています。



更生保護サポートセンターで活動する保護司

更生保護サポートセンター

保護司や保護司会を始めとする更生保護ボランティアが地域で更生保護活動を行う拠点として設置され、保護司の処遇活動に対する支援や関係機関との連携による地域ネットワークの構築等を行っています。

更生保護女性会

犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。

家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。現在、全国で約14万8,000人の会員が活動しています。



BBS会(Big Brothers and Sisters Movement)



「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体です。

非行少年等の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動やグループワーク、保護観察対象者の社会貢献活動・社会参加活動等への協力を行っており、全国で約5,000人の会員が活動しています。

協力雇用主

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主です。全国で約2万4,000の事業主が協力しています。



更生保護施設等

刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設です。

■更生保護施設

更生保護施設は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のために必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けします。現在、全国に103施設があり、法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等によって運営されています。

更生保護施設の中には、対人関係を円滑にするための「SST (Social Skills Training: 社会生活技能訓練)」や、飲酒・薬物乱用の問題を改善するための処遇などを行っている施設もあります。また、地域の住民の方々との交流も大切にしています。

さらに、指定を受けた施設においては、高齢・障害等により特に自立が困難な人たちを受け入れ、円滑に福祉等へ移行できるよう支援する取組や、依存性薬物等に対する依存からの回復に重点を置いた取組も実施しています。



ある更生保護施設の外観



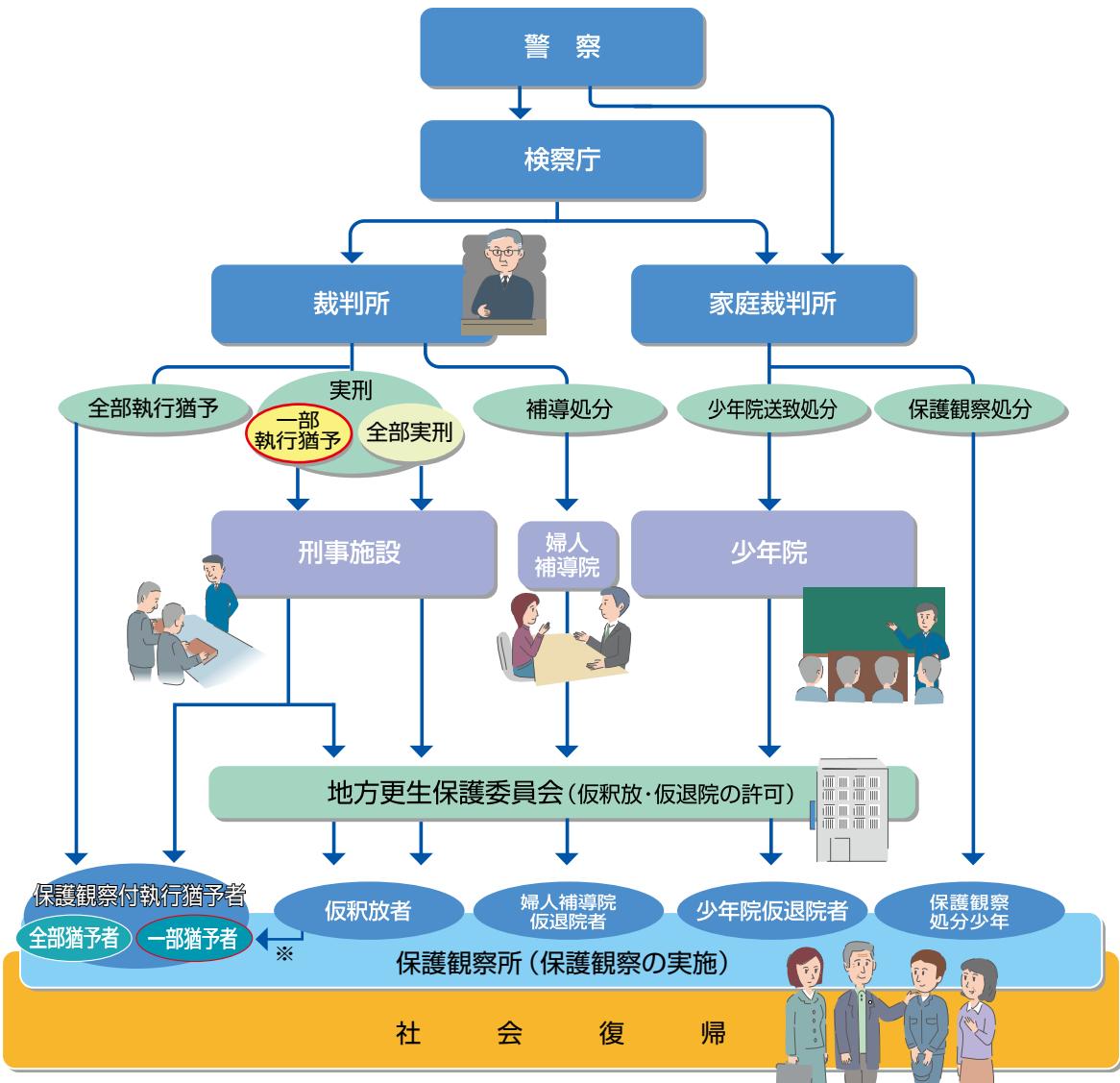
■自立準備ホーム

平成23年度から、保護観察所長が、あらかじめ登録されたNPO法人等に対し、刑務所出所者等への宿泊場所の提供等を委託する事業を実施しており、この宿泊場所を「自立準備ホーム」と呼んでいます。自立準備ホームにおいては、委託を受けたNPO法人等の職員が毎日、自立に向けた支援を行っています。

更生保護協会等

保護司、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設などの円滑な活動のための資料作成、研修、助成等のほか、犯罪予防や更生保護に関する広報活動を行う団体です。また、刑務所出所者等に対する助言や支援などの一時的な保護を行っている団体もあります。

刑事司法手続の流れ



※保護観察付一部猶予者が仮釈放を許された場合は、仮釈放中の保護観察が終了した後、一部猶予期間中の保護観察が開始されます。

刑の一部の執行猶予制度

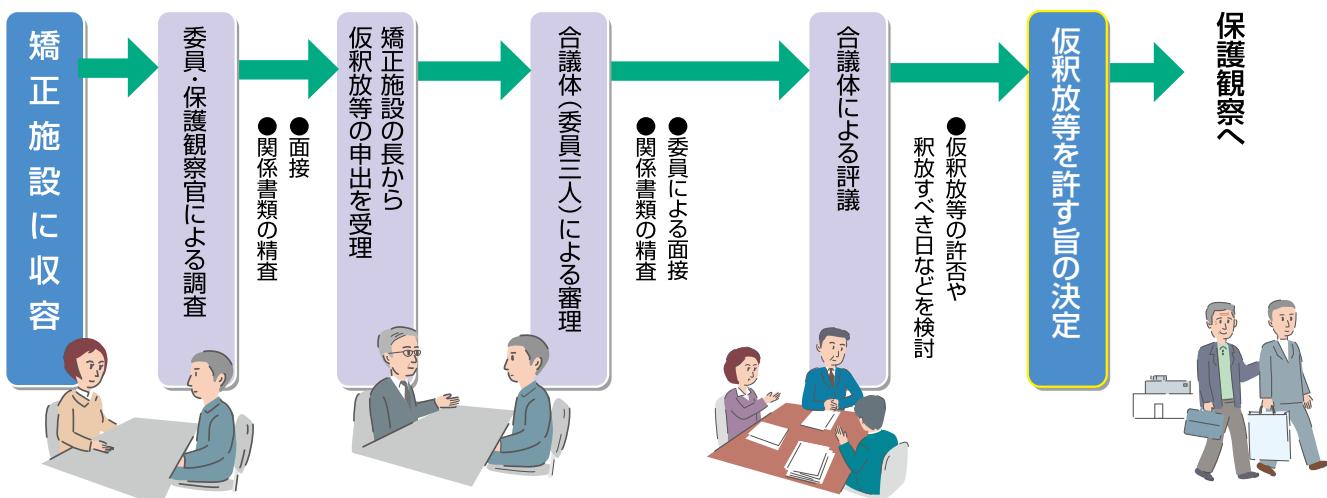
刑の一部の執行猶予制度は、「刑法」及び「薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律」に基づくもので、平成28年6月から施行されています。この制度は、裁判所が3年以下の懲役又は禁錮の刑を言い渡す際に、その刑の一部の期間を実刑とし、残りの期間について1年以上5年以下の期間、その執行を猶予することを可能とするもので、刑事施設内での処遇の後に十分な期間にわたる社会内処遇を実施することにより、犯罪者の再犯を防止し、その改善更生を図ることを目的とした制度です。

この制度では、前に禁錮以上の刑に処せられたことがないなどの人については裁量的に、薬物使用等の罪を犯した者で受刑歴がある人については必要的に、執行猶予の期間中、保護観察に付されることとなります。

仮釈放・少年院からの仮退院等

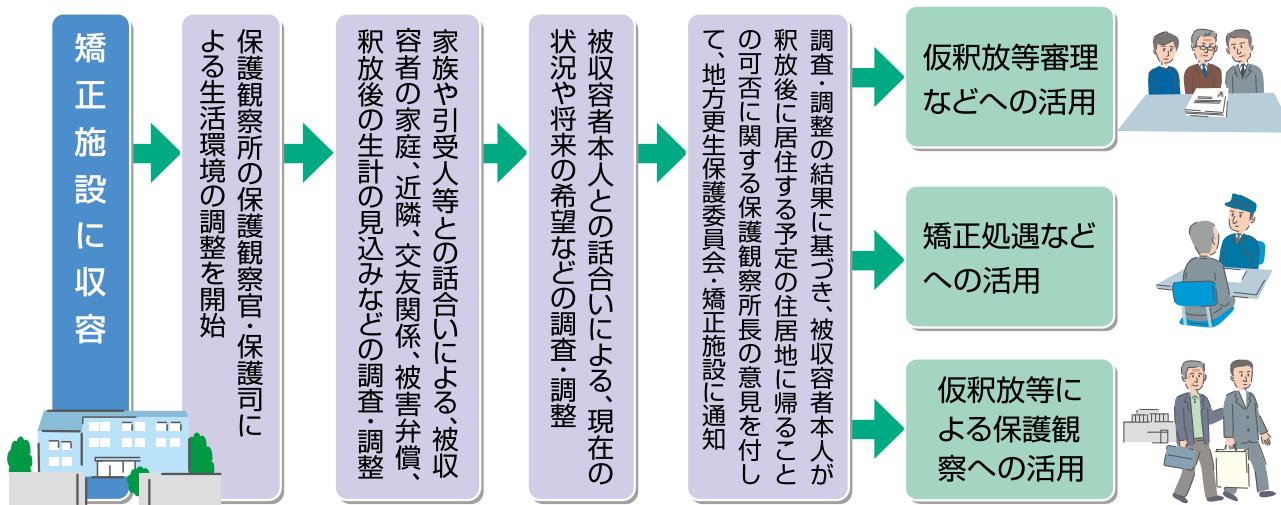
矯正施設に収容されている人を収容期間満了前に仮に釈放して更生の機会を与え、円滑な社会復帰を図ることを目的とした制度として、刑事施設等からの仮釈放、少年院からの仮退院等があります。なお、仮釈放などの期間中は保護観察に付されます。

地方更生保護委員会における仮釈放等の手続(典型的な例)



生活環境の調整

生活環境の調整は、刑事施設や少年院などの矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰にふさわしい生活環境を整えることによって、仮釈放等の審理の資料等にするとともに円滑な社会復帰を目指すものです。



特別調整

高齢又は障害により特に自立が困難な刑務所出所者等の円滑な社会復帰のため、保護観察所では、「特別調整」を行っています。これは、厚生労働省の事業として各都道府県が設置する「地域生活定着支援センター」や矯正施設等と連携して、矯正施設出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、必要な調整を行うものです。また、矯正施設出所後、直ちに福祉サービス等を受けることが困難な者に対しては、国が指定した更生保護施設において、福祉サービス等の調整や、社会生活に適応するための指導が行われています。

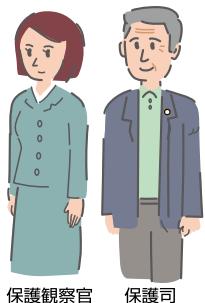
保 護 觀 察

保護観察の目的・種類

保護観察は、犯罪をした人又は非行のある少年が、実社会の中でその健全な一員として更生するように、指導監督及び補導援護を行うもので、次の5種の人人がその対象となります。

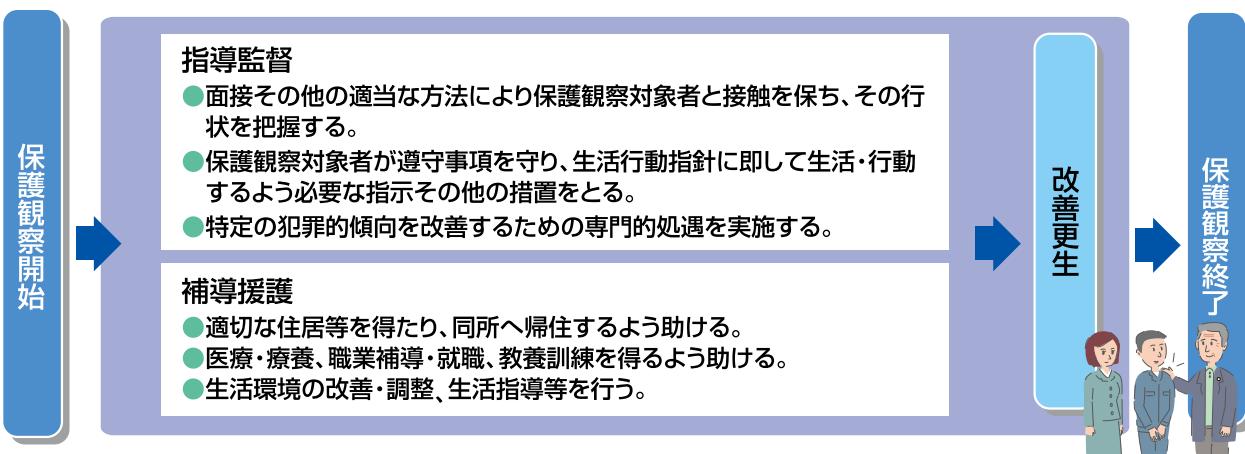
保護観察対象者	保護観察の期間
保護観察処分少年（家庭裁判所で保護観察に付された少年）	20歳まで又は2年間
少年院仮退院者（少年院からの仮退院を許された少年）	原則として20歳に達するまで
仮釈放者（刑事施設からの仮釈放を許された人）	残刑期間
保護観察付執行猶予者（裁判所で刑の全部又は一部の執行を猶予され保護観察に付された人）	執行猶予の期間
婦人補導院仮退院者（婦人補導院からの仮退院を許された人）	補導処分の残期間

保護観察処分少年の保護観察には処遇方法等により、一般的の保護観察、短期保護観察、交通事件の保護観察、交通短期保護観察がある。



保護観察の流れ・方法

保護観察は、保護観察官及び保護司が協働して、指導監督及び補導援護を行います。



社会貢献活動

社会貢献活動とは、保護観察対象者が地域社会に役立つ活動を行い、人の役に立てたという自己有用感や社会のルールを守る意識を育むことで、その立ち直りを促し、再犯・再非行の防止を図る取組です。活動の内容としては、公共の場所での清掃や、福祉施設での介護補助などがあります。



自立更生促進センター

自立更生促進センターとは、一部の保護観察所に附設された国が運営する宿泊施設で、親族等や民間の更生保護施設では円滑な社会復帰のために必要な環境を整えることができない刑務所出所者等を入所させ、保護観察官が直接、濃密な指導監督と手厚い就労支援を行っています。



福島自立更生促進センター
(福島市)

現在、特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する施設として、福島市及び北九州市に「自立更生促進センター」が、主として農業等の職業訓練を行う施設として、北海道沼田町及び茨城県ひたちなか市に「就業支援センター」が、それぞれ設置・運営されています。



沼田町就業支援センター
(北海道沼田町)

社援総発 0329 第 1 号
社援地発 0329 第 14 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市
中核市 都道府県
生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
地域生活定着促進事業担当課長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長
地域福祉課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と地域生活定着促進事業との連携について

今般、地域共生社会の実現ための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

この 3 つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

犯罪をした者等（犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。以下同じ。）のうち、福祉的支援が必要な高齢又は障害のある者については、平成 21 年度から開始した地域生活定着促進事業により、各都道府県の地域生活定着支援センターが、釈放後直ちに福祉サービスを受けられるよう、矯正施設（刑務所、少年院等）収容中から、矯正施設や保護観察所、地域の福祉関係者等と協働して支援を行っているが、犯罪をした者等の中には複合的な課題を抱

える者が少なくないことから、より分野横断的な連携体制の構築が必要とされています。

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、法第 106 条の 6において、市町村が、関係部局や支援機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、法第 106 条の 5においては、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けています。

地域において犯罪をした者等に対して必要な支援を円滑に行う観点から、地域生活定着促進事業と重層的支援体制整備事業の間における連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会とは

地域共生社会は、日本の社会保障の成り立ちや社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

地域生活定着促進事業は、福祉的支援を必要とする犯罪をした者等が、釈放後直ちに福祉サービスを受けて自立した生活を送ることができるよう、刑事司法関係機関及び地域の福祉関係機関等と連携・協働し、その社会復帰及び地域生活への定着を支援するものである。

いずれも、一人ひとりが生きがいや役割を持ち暮らしていくことができるよう、関係機関が連携して支援を行うとともに、本人が社会とのつながりの中で、安心して生活ができる環境の整備、社会づくりをしていくことを目指すものである。

2 複合的な課題を抱える犯罪をした者等への分野横断的な支援の在り方

犯罪をした者等に対しては、地域の関係機関が連携して支援を行うことが重要であり、犯罪をした者等が抱える課題に応じて、保護観察所、更生保護施設及び自立準備ホーム（以下「保護観察所等」という。）といった更生保護法に基づき犯罪をした者等に対して支援等を行う機関等のほか、地域生活定着支援センターや介護、障害、生活困窮等の個別制度に基づく支援機関等（以下「支援関係機関等」という。）が適切に連携し、必要な支援を行うものである。

地域生活定着支援センターでは、福祉的な支援が必要な高齢又は障害のある矯正施設収容者に対して、釈放後直ちに福祉的支援を受けられるよう、矯正施設収容中から、帰住地調整を行うコーディネート業務、福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、地域に暮らす犯罪をした者等に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施している。

また、令和3年度からは、地域生活定着促進事業の一部として、刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対しても、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするための被疑者等支援業務を新たに開始する予定である。

他方、更生保護法に基づく支援等においては、保護観察対象者に対する指導監督及び補導援護のほか、保護観察に付されていない犯罪をした者等について、親族等からの援助を受けられない場合又は公共の衛生福祉に関する機関等から保護を受けられない場合などに、その者の申出に基づき、原則として釈放から6か月を超えない範囲内で行われる更生緊急保護としての宿泊場所や食事・衣料の供与等がある。

犯罪をした者等の中には複合的な課題を抱える者が少なくないことから、必要に応じて、これらの支援と併せて、重層的支援体制整備事業を含む福祉制度により、犯罪をした者等に寄り添い、地域社会とのつながりを段階的に回復する支援を行うことが重要である。

3 重層的支援体制整備事業との連携について

（1）多機関協働事業との連携

ア 多機関協働事業について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。犯罪をした者等への支援を行う中で、従来の支援体制では対応が難

しい複雑化・複合化した事例を把握した場合は、多機関協働事業につなぎ、連携して支援を実施されたい。

また、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者においては、犯罪をした者等から居住先や就労等の生活に関する相談を受け付けた場合や、地域生活定着支援センターから犯罪をした者等に対する個々の状況に応じた支援の依頼等があった場合には、地域生活定着支援センターと適切に連携して支援を実施していただきたい。

(※1) 具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 犯罪をした者等であって、障害や経済的な困窮、依存症など複数の課題を抱えており、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

(※3) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）

イ 重層的支援会議・支援会議への参画等

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより、重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非

法定の会議をいう。以下同じ。) を活用し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、重層的支援会議ではなく、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなるが、犯罪をした者等への支援に関して、地域生活定着支援センター等に対して会議への参画の依頼等があった場合は、積極的なご参加をお願いしたい。

また、重層的支援会議・支援会議については、市町村において設置するものであるが、都道府県の担当部局の連携体制しようとする場合には、市町村の担当部局が適宜連絡調整を行う等工夫して実施していただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)に基づく要保護児童対策協議会、障害者総合支援法に基づく(自立支援)協議会等)と組み合わせて開催することが効果的・効率的な場合は、既存の会議体と時間を切り分ける等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

(2) アウトリーチ等を通じた早期の支援

既に課題が複雑化した者への支援を行うだけでなく、課題の深刻化を防ぐために、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者についても、早期に関わりを作り、支援を行うことが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号)として、支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

地域生活定着支援センターにおいては、保護観察所等や支援関係機関等とのネットワークの中から犯罪をした者等の抱える課題や端緒となる事象等

(※1) を把握した場合には、これらは一見問題のない事象として現れる場合もあるが、その背景には様々な課題が含まれている可能性があることを踏まえ、包括的相談支援事業者や多機関協働事業者等につなぐとともに、特にアウトリーチ支援が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者(※2)につなぐなど、相互に連携することで、アウトリーチ等による早期介入を実現し、伴走支援する体制を構築されたい。また、アウトリーチ支援事業者においても、支援を実施する中で、地域生活定着支援センターにつなぐ必要が生じた場合には、適切に相互に連携して支援を実施していただきたい。

(※1) 例えば以下のような状況が考えられる。

(自ら支援を求めることが難しい方の例)

- ・ 更生保護施設や自立準備ホーム等で保護はしているものの、日中活動として、一般就労やいざれの福祉サービス等にもつながっておらず、また、保護観察や更生緊急保護期間の終了後の行き先も自力で見つけられないような状態。

(課題に対する自覚がない方の例)

- ・ 出所した高齢者が一人暮らしとなったが、人との交流がなく地域住民や支援関係機関等から孤立している状態（人に相談するという経験が少なく、相談できずに困り事を抱えている可能性がある。）
- ・ 何度も救急車を呼ぶなどの状況が見られるが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（出所後、寂しさや不安感を抱いている可能性がある。）
- ・ ゴミ出しのルールや騒音などをめぐって周囲とのトラブルが多いが、定期訪問するようなキーパーソンとなる支援者がいない状態（刑務所での生活が長く、社会生活に馴染むことができていない可能性がある。）

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(3) 参加支援事業における連携について

ア 参加支援の考え方

1の「人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創る」という地域共生社会の実現に向けて、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支

援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会との関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 参加支援事業における社会資源の活用

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業の利用者のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題などを丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることを内容とする。

既存の事業では対応できない個別ニーズ等を抱えている場合には、参加支援事業を活用して支援を行うことが可能であることから、地域生活定着支援センターが行う支援の中で、参加支援事業によって、時間をかけて、多様な社会参加に向けた支援を行う必要性のある者を把握した場合には、本人の意向も踏まえつつ、参加支援事業の活用も図られたい。

ウ 社会資源の活用

参加支援事業の活用と併せて、多様な社会参加に向けた支援を行うため、市町村においては、地域生活定着支援センターから、参加支援事業の活用等に関して相談を受けた場合には、本人のニーズや地域の社会資源を踏まえ、地域生活定着支援センター等と連携しながら適切に支援を行うとともに、地域生活定着支援センターにおいては、地域の社会資源と連携して支援を行うことの重要性を理解いただき、参加支援事業における支援メニューの構築にご協力いただきたい。

（参加支援事業の活用例）

- ・ 通所介護や小規模多機能型居宅介護事業所において、地域生活定着支援センターが支援する身寄りのない単身高齢者等に対して、社会とのつながりの段階的な回復や心身機能の維持に向けた支援を行う。
- ・ 生活困窮の就労支援施設や就労継続支援B型の事業所において、更生

保護施設や自立準備ホームの入所者であって、境界領域知能や何らかの依存症などの見えづらい課題や複雑化した課題を抱えているため、社会参加を進めるにあたって既存の制度では対応できない者に対して、就労支援を実施する。

- ・ 更生保護施設や自立準備ホームと協定を結ぶなどした上で、身柄拘束されることなく微罪処分や起訴猶予となる等、保護観察所が行う更生保護法に基づく支援等の対象者ではないものの、複合的な課題を抱える者を、更生保護施設等において一時的に受け入れ、地域生活定着支援センターも含めた地域の支援関係機関等と連携し、自立に向けた支援を実施する。

4 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

犯罪をした者等の中には重層的支援体制整備事業による支援を受ける者もいることから、地域生活定着支援センター及び重層的支援体制整備事業の主管部局は、互いの制度に対する理解を深めるとともに、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、包括的な支援体制の構築に向けて、部局横断の連携体制の検討及び整備を進めるとともに、重層的支援体制整備事業実施計画の策定にもご協力いただきたい。

都道府県については、法第6条第3項において、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、地域生活定着促進事業と重層的支援体制整備事業の連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

国においても令和3年度以降、各種研修や全都道府県での説明会の実施、各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組にかかる理解促進を進めていくこととしているため、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援

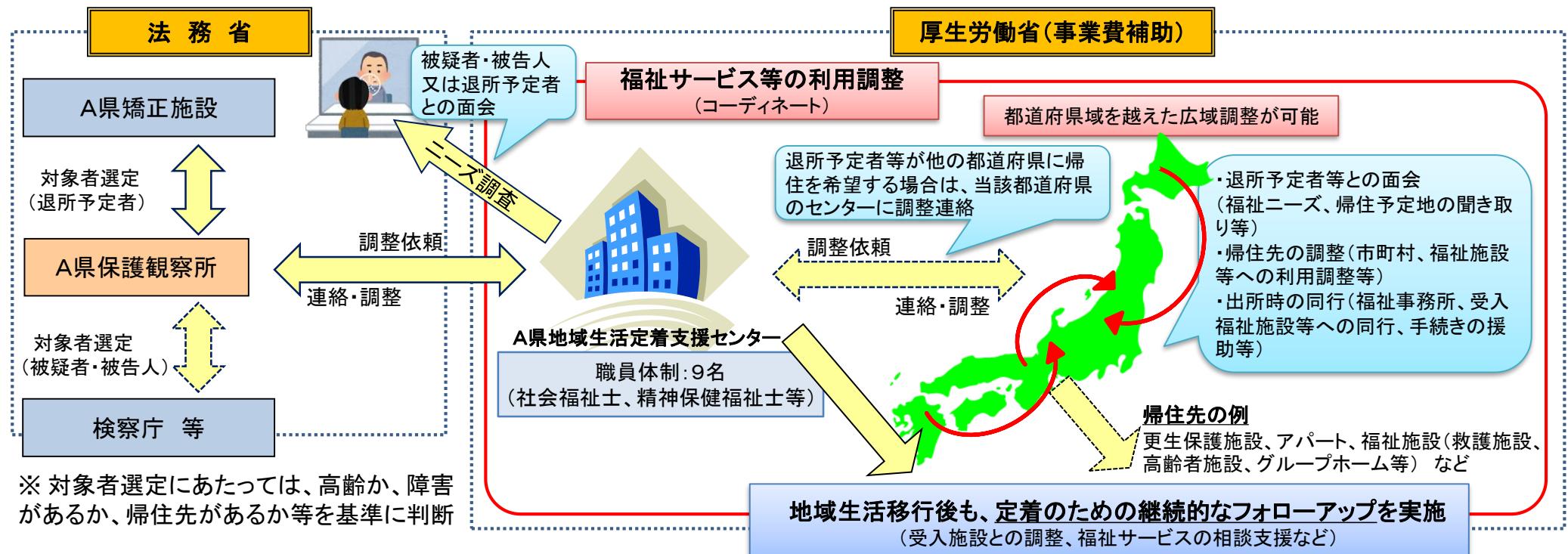
する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報の第三者提供に当たって本人に同意を得ることが基本となる。

また、本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこと。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

地域生活定着促進事業

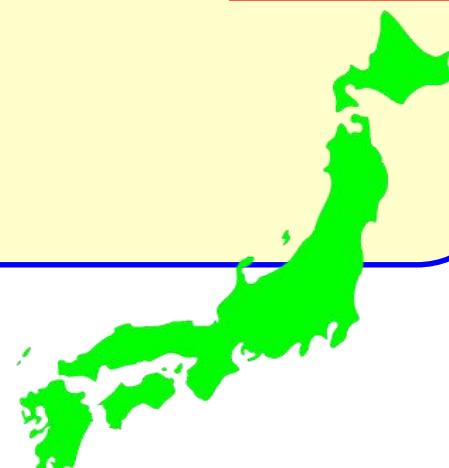
- 平成21年度より、高齢又は障害により支援を必要とする矯正施設退所者に対して、保護観察所と協働し退所後直ちに福祉サービス等につなげる「地域生活定着支援センター」の整備を実施。
- 平成23年度末に全国47都道府県への整備が完了し、平成24年度からは全国での広域調整が可能に。
- 地域生活定着支援センターでは、①入所中から帰住地調整を行うコーディネート業務、②福祉施設等へ入所した後も継続的に支援するフォローアップ業務、③地域に暮らす矯正施設退所者に対して福祉サービスの利用等に関する相談支援業務を実施。
- 令和3年度、刑事司法手続きの入口段階に福祉サービス等を利用できるように支援を行う高齢・障害被疑者等支援業務を開始予定。ある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに



地域生活定着支援センター（地域生活定着促進事業）の概要

- 平成21年7月 地域生活定着支援事業（地域生活定着促進事業）事業化
原則各都道府県に1か所（北海道のみ2か所／全国48センター）
- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 令和2年4月現在
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：32か所(うち社協 8か所)
社団法人 : 11か所
NPO : 5か所
- 職員数6人「基本」 → 地域の実情に応じて柔軟に配置可
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

全国のセンターで
広域調整を実施



被疑者等支援業務について

【要旨】

- 刑事司法手続きの入口段階にある被疑者・被告人等で高齢又は障害により自立した生活を営むことが困難な者に対して、釈放後直ちに福祉サービス等を利用できるようにするため、地域生活定着支援センターが支援を行う。

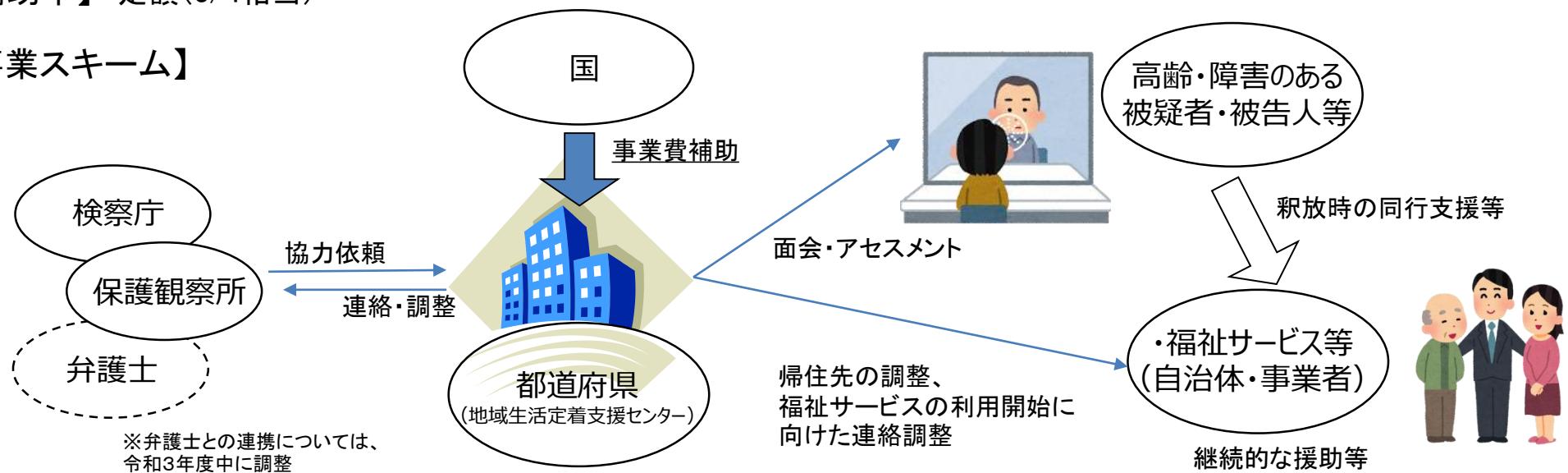
【事業内容】

- 検察庁、保護観察所、弁護士等からの依頼に基づき、被疑者・被告人等と面会し、福祉ニーズ、釈放後の生活の希望等の聞き取りを行う。
- 市町村、福祉施設等への釈放後の福祉サービスの利用開始に向けた連絡調整、釈放時の福祉事務所、受入福祉施設等への同行、手続きの援助等を行う。
- 起訴猶予、執行猶予等による地域生活移行後は、受入施設等との調整、福祉サービスの利用相談など定着のための継続的な援助等を行う。

【実施主体】 都道府県(社会福祉法人、NPO法人等に委託可)

【補助率】 定額(3/4相当)

【事業スキーム】



社援地発 0329 第 15 号
令和 3 年 3 月 29 日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公 印 省 略)

重層的支援体制整備事業と教育施策との連携について

今般、地域共生社会の実現ための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 52 号。）により改正された社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の 3 つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和 3 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

また、国及び地方公共団体の責務をより明確化する観点から、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備等に努めるとともに、その際は、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等の連携に配慮するよう努めなければならない旨が規定されました。

市町村において、複雑化・複合化した課題を抱える児童生徒やその保護者等（以下「児童生徒等」という。）に対する支援を行う際には、福祉部局と学校、教育委員会等の教育部局との連携が必要不可欠であることを踏まえ、教育施策と重層的支援体制整備事業の連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、別途、文部科学省より都道府県・指定都市教育委員会担当課等に対して、教育施策と重層的支援体制整備事業との連携について別添のとおり通知されていること及び本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1

項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

児童生徒等が複雑化・複合化した課題を抱えていたとしても、学校や行政機関その他の支援関係機関が制度・分野の枠を超えて連携し、児童生徒等の状態に寄り添い、包括的に支援することにより、社会とのつながりを回復し、地域の中で暮らしていくことができる地域社会を創ることを目指すものである。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

(1) 多機関協働事業等との連携

ア 多機関協働事業・包括的相談支援事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、児童生徒等に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする関係の支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。

多機関協働事業者においては、学校や、家庭教育支援等の取組を通して児童生徒等の状況を把握している教育委員会、都道府県私立学校主管課（以下「学校等」という。）より課題の解きほぐし等が必要と考えられる児童生徒等がつながれた場合には、適切に情報共有し、支援をしていただきたい。逆に、多機関協働事業者が児童生徒等に対する支援を行う場合は、学校や教育委員会に情報提供や支援の引き継ぎ等を行うことも重要であり、多機関協働事業者と学校や教育委員会の間の連携体制を構築することが重要である。

なお、複雑化・複合化した課題を抱える児童生徒等については、その保護者や家庭が様々な課題を抱えている場合も多いことが想定される。このような場合には、児童生徒等の学習面だけでなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要であり、必要に応じて児童生徒等の保

護者を含む世帯全体に対しても支援を行うことを検討されたい。

(※1) 具体的には以下のような場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子どもの教育や進学、心身の健康、家族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ヤングケアラー、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4 第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(※3) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4 第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる包括的相談支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

イ 重層的支援会議及び支援会議の開催

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や児童生徒等の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上で決定していくこととなるが、市町村や多機関協働事業者においては、児童生徒等への支援にあたっては、学校等に参画を依頼することが望ましい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（例えば、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3に規定する要保護児童地域対策協議会等）と組み合わせて開催することも可能であるため、当該会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

（3）アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい者や、課題に対する自覚がない者（※1）といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

アウトリーチ支援事業者（※2）においては、学校等よりアウトリーチ等の支援によって早期の支援が必要と考えられる者がつながれた場合には、

適切な情報共有と支援の引き継ぎを行っていただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者においても、児童生徒等に対する支援を実施する場合は、学校や教育委員会と適切に連携していただきたい。

(※1) 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 本人には一見問題が見られないが、経済的困窮、親や祖父母の介護を子どもが行うヤングケアラーなど世帯として問題を抱えている状態
- ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態
- ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(4) 参加支援

参加支援事業者(※)においては、学校等より、参加支援事業の活用等に関する相談を受け付けた場合には、児童生徒等のニーズや地域の社会資源を踏まえ、適切に情報共有や支援の引き継ぎなど対応いただきたい。

また、反対に、参加支援事業者が支援を実施する中で、学校等との情報共有等の必要が生じた場合や、例えば公民館などにおいて提供される学習機会やコミュニティに対するサービス等の活用が可能な場合には、適切に連携していただきたい。

(※) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(5) 地域づくりに向けた支援について

地域づくり事業において配置される地域づくりコーディネーター（地域づくり事業においてコーディネーターとして従事する者をいう。）等においては、日頃から学校や公民館等の地域の拠点と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、社会教育士等の地域のコーディネーター人材とも連携を図ることにより、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等に積極的に取り組んでいただきたい。

また、活動の中で、複雑化・複合化した課題を抱える者を把握した場合に

は、多機関協働事業者等と情報共有を行うなど連携を図っていただきたい。

3 重層的支援体制整備事業と地域学校協働活動の連携

学校を核とした地域づくりの取組として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域の特色を生かした様々な活動を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子どもたちを育成するとともに、地域の教育力を向上する地域学校協働活動の実施が進められている。

地域学校協働活動を推進する体制として、地域と学校の連携・協働体制構築事業においては、各小中学校区に地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）を配置するとともに、推進員を中心として、地域住民や企業・団体等などが緩やかなネットワークを構築する地域学校協働本部を整備し、地域における放課後等の学習支援・体験活動等を行っていくこととしている。また、地域学校協働活動をコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と一体的に推進することにより、地域と学校が目標やビジョンを共有し、共に学校づくり・地域づくりを進めることを目指している。

地域社会におけるつながりや支え合いを醸成していくためには、重層的支援体制整備事業における地域のネットワークと、地域学校協働本部が担う学校と地域が連携・協働して作られるネットワーク等が連携した取組を推進していくことが重要であり、それぞれの取組によって生まれた地域住民活動等の社会資源について、情報を共有するほか、それぞれ活動を行っている人や場を組み合わせて、より取組を充実することも検討されたい。

4 多機関協働事業者等の相談支援職員と学校関係者の連携

複雑化・複合化した課題を抱える児童生徒等を早期に発見し、児童生徒等の状況を踏まえて適切な支援を行うためには、児童生徒等の状況の把握に努めている学校との情報共有を行う必要である。このため、多機関協働事業者や包括的相談支援事業者等の相談支援職員は、定期的に学校関係者と情報共有を行う場を設けるなど学校関係者と連携体制を構築することが重要である。

特に、福祉の専門的な知識・技術を有し、学校や教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の連携において重要な役割を担っているため、スクールソーシャルワーカーと多機関協働事業者等の相談支援職員が連携し、支援を必要とする幼児児童生徒を適切な支援につなぐことが重要である。

5 制度の相互理解等

（1）相互理解の促進

学校等と重層的支援体制整備事業の相互理解を深めるとともに、支援関係機関間で相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、都道府県については、法第6条第3項に基づき、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、教育施策と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内での共有に努めていただきたい。

（2）情報共有等にあたっての留意事項

学校等が保有する児童生徒等の個人情報については、原則として保護者の同意を得て他の支援関係機関に共有するなど取扱いに留意するとともに、保護者の同意が得られていない時点において、支援関係機関間で個人情報を含む情報の共有を行う場合には、支援会議などの守秘義務がかけられた場において行う必要がある。

ただし、学校や学校の教職員等の、児童の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者には、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第5条第2項に基づき、児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、児童虐待の防止や対応のために、市区町村等に対して個人情報を提供することは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第10条又は第11条に基づき市区町村等が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであることから、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲であれば、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならないものと考えられる。

なお、地方公共団体における個人情報の取扱いについては、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意されたい。

2教参学第26号
令和3年3月29日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各國公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
(公印省略)
文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課
(公印省略)
文部科学省初等中等教育局
児童生徒課
(公印省略)

重層的支援体制整備事業と教育施策との連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

この3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基

盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。

今回の法改正においても、国及び地方公共団体の責務をより明確化する観点から、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備等に努めるとともに、その際は、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策等の連携に配慮するよう努めなければならない旨が規定されました。

実際に、市町村において、複雑化・複合化した課題を抱える子供及びその家庭に対する支援を行う際には、学校や教育委員会と福祉関係部局との連携が必要不可欠となります。

以上を踏まえ、重層的支援体制整備事業と教育施策との連携について下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分にご了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、都道府県教育委員会におかれでは、域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会は除く。）に対し周知いただくようお願いします。

なお、別途厚生労働省より民生主管部（局）長に対しても、重層的支援体制整備事業と教育施策との連携について別添のとおり通知されていることを申し添えます。

記

1 地域共生社会について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

幼児児童生徒及びその家族（以下「児童生徒等」という。）に関しても、複雑化・複合化した課題を抱えていたとしても、学校や行政機関その他の支援関係機関が制度・分野の枠を超えて連携し、本人や世帯の状態に寄り添い、包括的に支援することにより、社会とのつながりを回復し、地域の中で暮らしていくことができる地域社会を創ることを目指すものである。

2 重層的支援体制整備事業との連携について

（1）多機関協働事業等との連携

ア 多機関協働事業・包括的相談支援事業

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。その上で、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする関係の支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。

学校や、家庭教育支援等の取組を通じて児童生徒等の状況を把握している教育委員会、都道府県私立学校主管課（以下「教育委員会等」という。）には、教育面に課題や困難を抱えているのみならず、複雑化・複合化した課題を抱える児童生徒等が訪れることがあると考えられる。教育委員会等においては、複雑化・複合化した課題を抱える児童生徒等が相談に来た場合や、学校の業務、家庭教育支援チーム等による相談対応等の家庭教育支援の取組を通じて、こうした児童生徒等を把握した場合であって、既存の支援体制では対応が困難なときは、多機関協働事業者等への相談について勧奨を行うなど、多機関協働事業者等と連携して支援を実施されたい。

なお、複雑化・複合化した課題を抱える幼児児童生徒については、その保護者や家庭自体が様々な課題を抱えている場合も多いと考えられ、学習だけではなく、生活習慣や育成環境の改善の支援等を包括的に実施することが重要である。このような場合には、個人情報の取扱いに留意しつつ、教育委員会等から多機関協働事業者等を通じて適切な支援関係機関につなぎ、保護者等に対して福祉的な支援を行うことが重要であると考えられる。

（※1）具体的には以下のようの場合が考えられる。

- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子供の教育や進学、心身の健康、家族の介護、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、家族間や職場の人間関係、ヤングケアラー、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援関係機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業者の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※3）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第

4 項の規定により、同条第 2 項第 1 号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 59 条第 1 号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 3 条第 2 項各号に掲げる事業）

イ 重層的支援会議及び支援会議の開催

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、支援関係機関が連携して支援にあたるため、多機関協働事業者の呼びかけにより重層的支援会議（重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。）を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

なお、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第 106 条の 6 第 1 項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第 3 項及び第 4 項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第 5 項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や児童生徒等の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上で決定していくこととなる。教育委員会等においては、市町村や多機関協働事業者より、児童生徒等への支援に関する会議への参加依頼があった場合には、積極的な参加及び協力をお願いしたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなるが、地域における既存の会議体（例えば、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 に規定する要保護児童地域対策協議会等）と組み合わせて開催することも可能である

ため、当該会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努めていただきたい。

(2) アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい方や、課題に対する自覚がない方といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもりの状態のある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

教育委員会等においても、児童生徒等の抱える課題の端緒となる事象等（※1）を把握した場合には、必要に応じて包括的相談支援事業者や多機関協働事業者につなぐとともに、特にアウトリーチ支援が必要と思われる者については、アウトリーチ支援事業者（※2）につなぐなど、適切に連携していただきたい。

（※1） 例えば以下のような状況が考えられる。

- ・ 本人には一見問題が見られないが、経済的困窮、親や祖父母の介護を子供が行うヤングケアなど世帯として問題を抱えている状態
- ・ 三世代で生活しているが、母親が精神疾患等を抱えているため、祖父母が育児を含む生活全般を支えている状態
- ・ 上記のように本人や世帯として問題を抱えているものの、対応する支援関係機関等につながっておらず、地域からも孤立している状態

（※2） 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

(3) 参加支援

ア 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念のとおり、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、児童生徒等が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や

生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

イ 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるにあたって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能により地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

教育委員会等や公民館等においては、参加支援事業によって、時間をかけて多様な社会参加に向けた支援を行う必要のある者を把握した場合には、参加支援事業者や多機関協働事業者につなぐとともに、多様な社会参加に向けた支援を行うため、社会資源の共有や支援メニューの構築にご協力いただきたい。

(4) 地域づくりに向けた支援について

ア 地域づくりに向けた支援の考え方

個人が地域やコミュニティにおける住民同士の関係性の中で、自身の希望や能力に応じて何らかの役割を果たすことは自己肯定感や自己有用感を育むことにつながっていく。

また、地域やコミュニティにおいて、お互いを気にかけ支え合う関係性が育まれる結果、社会的孤立の発生や深刻化を防ぐとともに、児童生徒等の暮らしを中心とする包括的支援を機能させるために、地域において、誰もが望めば多様な経路でつながり、参加することの環境整備を進めていくものである。

イ 重層的支援体制整備事業における地域づくり支援事業

重層的支援体制整備事業のうち、地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）においては、介護、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業（※）の取組を活かしつつ、世帯や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における

資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行うこととしている。また、本事業において配置される地域づくりコーディネーター（地域づくり事業においてコーディネーターとして従事する者をいう。）等においては、日頃から学校や公民館等の地域の拠点と連携し、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、社会教育士等の地域のコーディネーター人材とも連携を図ることにより、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等に積極的に取り組むことが期待されているところであり、教育委員会等においても地域づくりコーディネーター等と積極的に連携を図ることが望ましい。

(※) 以下の事業が対象となっている。

- ・ 一般介護予防事業（介護保険法第115条の45第1項第2号）のうち
地域介護予防活動支援事業
- ・ 生活支援体制整備事業（介護保険法第115条第2項第5号）
- ・ 地域活動支援センター事業（障害者総合支援法第77条第1項第9号）
- ・ 地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て支援法第59条第9号）
- ・ 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

3 重層的支援体制整備事業と地域学校協働活動の連携

学校を核とした地域づくりの取組として、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域の特色を生かした様々な活動を展開することで、まち全体で地域の将来を担う子供たちを育成するとともに、地域の教育力を向上する地域学校協働活動の実施が進められている。

地域学校協働活動を推進する体制として、地域と学校の連携・協働体制構築事業においては、各小中学校区に地域学校協働活動推進員（以下「推進員」という。）を配置するとともに、推進員を中心として、地域住民や企業・団体等などが緩やかなネットワークを構築する地域学校協働本部を整備し、地域における放課後等の学習支援・体験活動等を行っていくこととしている。また、地域学校協働活動をコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と一体的に推進することにより、地域と学校が目標やビジョンを共有し、共に学校づくり・地域づくりを進めることを目指している。

地域社会におけるつながりや支え合いを醸成していくためには、重層的支援体制整備事業における地域のネットワークと、地域学校協働本部が担う学校と地域が連携・協働して作られるネットワーク等が連携した取組を推進していくことが重要であり、それぞれの取組によって生まれた地域住民活動等の社会資源について、情報を共有するほか、それぞれ活動を行っている人や場を組み合

わせて、取組をより充実することも検討されたい。

4 多機関協働事業者等の相談支援職員と学校関係者の連携

複雑化・複合化した課題を抱える児童生徒等を早期に発見し、本人等の状況を踏まえて適切な支援を行うためには、児童生徒等の状況の把握に努めている学校等と多機関協働事業者等の相談支援職員が日ごろから必要な情報交換を行うことが重要である。

特に、福祉の専門的な知識・技術を有し、学校や教育委員会に配置されているスクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の連携に重要な役割を担っているため、スクールソーシャルワーカーと多機関協働事業者等の相談支援職員が連携し、支援を必要とする児童生徒等について、適切な支援策につなぐことも重要である。

5 制度の相互理解等

(1) 相互理解の促進

福祉関係部局等とも教育施策の相互理解を深めるとともに、支援関係機関間で相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

(2) 情報共有等にあたっての留意事項

学校が保有する児童生徒等の個人情報については、原則として保護者の同意を得て他の支援関係機関に共有するなど取扱いに留意するとともに、保護者の同意が得られていない時点において、支援関係機関間で個人情報を含む情報の共有を行う場合には、支援会議などの守秘義務がかけられた場において行う必要がある。

ただし、学校や学校の教職員等の、児童の福祉に業務上関係のある団体及び職務上関係のある者には、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 5 条第 2 項に基づき、児童虐待の防止等に関する国及び地方公共団体の施策に協力する努力義務があり、児童虐待の防止や対応のために、市区町村等に対して個人情報を提供することは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 10 条又は第 11 条に基づき市区町村等が行う児童及び妊産婦の福祉に関する必要な実情把握等に協力するものであることから、必要かつ社会通念上相当と認められる範囲であれば、正当な行為に当たり、基本的に守秘義務に係る規定違反とはならないものと考えられる。

なお、地方公共団体における個人情報の取扱いについては、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意

されたい。

【本件担当】

(本通知全般について)

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
電話：03-5253-4111(内線 3276)

(地域学校協働活動等の社会教育について)

文部科学省 総合教育政策局
地域学習推進課
電話：03-5253-4111(内線 3488)

(スクールソーシャルワーカーについて)

文部科学省 初等中等教育局
児童生徒課
電話：03-5253-4111(内線 3299)

地域と学校の協働体制の概要

学 校 (コミュニティ・スクール)



学校運営協議会

委員：
保護者
地域学校協働活動推進員
地域住民 など



全公立学校で努力義務化

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議 等

学校運営協議会の主な役割

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

教育委員会が、所管の学校ごとに学校運営協議会を設置

- ✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ✓ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- ✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができること

※小中一貫型小・中学校など、複数校に一つの協議会を置くことも可能

地 域

地域学校協働活動推進員

地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言 等

教育委員会が委嘱することができる

(社会教育法第9条の7)

想定される対象者：

- ・地域コーディネーターやその経験者
- ・P T A 関係者・経験者
- ・退職教職員
- ・自治会・青年会等関係者
- ・公民館等社会教育施設関係者 等



地域学校協働活動

地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動

(社会教育法第5条第2項 ほか)

○協働活動

地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り 等

○体験活動

社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動 等

○放課後等の学習活動

放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動 等

保護者

地域
住民

P T A

地域の
青少年

地域学校協働本部

★地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制

※従来の学校支援本部等をベースに学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築



地域学校協働本部の3つの要素

- ✓ コーディネート機能
- ✓ 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ✓ 繼続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

社会教
育施設
・団体

警察・
消防等

文化
団体

企業・
N P O
等

ス ポ ツ
団 体

府政政調第164号
社援地発0329第16号
令和3年3月29日

各 都道府県
指定都市 青少年行政主管部（局）長 殿

各 都道府県
指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

内閣府政策統括官（政策調整担当）
付参事官（青少年支援担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
(公印省略)

重層的支援体制整備事業と子供・若者育成支援施策との連携について

今般、地域共生社会の実現ための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）により改正された社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において、属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施する事業（以下「重層的支援体制整備事業」という。）が創設され、令和3年4月1日から施行されることとなりました。

この3つの支援の内容は、個別支援の観点から、相談支援によって本人や世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、関係機関全体で支援を進めるとともに、参加支援を通じて、本人や世帯の状態に寄り添い、社会とのつながりを段階的に回復する支援を実施しつつ、地域を面で捉えた地域づくりに向けた支援によって、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する環境整備を実施することで、個別支援と地域に対する支援の両面から、人と人のつながりを基盤としたセーフティネットを強化するものとなります。

また、重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互

に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となります。

そのため、関係部局の連携を強化する観点から、法第 106 条の 6において、市町村が、関係部局や支援関係機関、民生・児童委員等の関係者により構成される支援会議を組織することができることや、法第 106 条の 5においては、重層的支援体制整備事業の提供体制を表す重層的支援体制整備事業実施計画の策定に関する規定を設けています。

一方、子供・若者育成支援施策は、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「子若法」という。）に基づき、子供・若者の健やかな育成、子供・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組について、他の関係法律による施策と相まって、総合的な施策として推進するものです。重層的支援体制整備事業は、「他の関係法律による施策」の中でも重要なものであり、複雑化・複合化した課題を抱える子供・若者の支援に当たっては、十分な連携が求められます。

以上を踏まえ、両施策の連携に関して下記のとおり通知しますので、貴職におかれでは、十分に御了知の上、積極的に連携を進めていただくとともに、各都道府県におかれでは、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地域共生社会について

地域共生社会は、日本の社会保障制度の成り立ちや、個人の抱える課題の複雑化・複合化といった社会の変化を踏まえ、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的なコミュニティや地域社会を創るという考え方である。

一方、子供・若者育成支援は、一人一人の子供・若者が、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと（子若法第 2 条第 1 項）、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと（子若法第 2 条第 4 項）等を基本理念として行われるものである。

このように、誰もが安心して過ごせる場所があり、自らの役割を感じられる

社会の構築を図ることは、地域共生社会と子供・若者育成支援ともに共通するものである。

2 重層的支援体制整備事業と子供・若者育成支援施策との連携

(1) 多機関協働事業等における連携について

重層的支援体制整備事業においては、市町村全体の支援関係機関が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要となる。そのため、多機関協働事業として、従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例（※1）については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※2）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※3）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図ることにより適切な支援を行うこととしている。子ども・若者総合相談センター（子若法第13条）（以下「子若センター」という。）等において相談を受けたり、支援を行う中で、複雑化・複合化した事例を把握した場合は、多機関協働事業につなぎつつ、連携して支援を実施されたい。また、多機関協働事業においても、子供・若者育成支援施策による支援が必要な場合は、子若センター等と適切に連携されたい。

（※1）具体的には以下のようないふたつの場合が考えられる。なお、多機関協働事業が対応する複雑化・複合化した事例は、自治体によりその内容が異なることが想定されることから、以下はあくまで一例であることに留意すること。

- ・ ひきこもり状態の若者に関する相談が、中高年のひとり親から子若センターに寄せられたが、相談を受け支援方針を検討している段階で、親の経済的困窮や、さらにその親（祖父母）が認知症を発症し、要介護状態になったことが判明するなど、子供・若者育成支援施策の枠組みだけでは本人を含む世帯全体の複合的課題の整理、解決が難しい場合
- ・ 家計、仕事、家事、住まい、子供の教育や進学、心身の健康、親族の介護・認知症、DVなど、一つの世帯に複数の課題があり、各支援関係機関の役割分担や支援方針等の共有を行う必要がある場合
- ・ 様々な要因によって社会的孤立、近隣トラブル、家族間の関係、ひきこもりなどの複雑化した課題を抱える世帯で課題の解きほぐしが必要な場合
- ・ 既存の支援事業等の対象にはならない狭間のニーズがあるケースで、各支援機関間で、相談・見守り体制やニーズに応じた社会資源等の確保などについて検討を行う必要がある場合

（※2）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第5号に掲げる多機関協働事業の委託を受

けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※3）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第1号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

- ・ 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第1号から第3号までに掲げる事業）
- ・ 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第3号に掲げる事業）
- ・ 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第1号に掲げる事業）
- ・ 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第3条第2項各号に掲げる事業）

子供・若者育成支援施策に関しては、地方公共団体において、関係機関が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、支援関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会（以下「子若協議会」という。）を置くよう努めることとしているほか（子若法第19条第1項）、子供・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供や助言を行う拠点としての機能を担う体制を確保することとしている。（子若法第13条）

子供・若者が健やかに成長し、次代の社会を担うまでのライフサイクルを見通し、様々な課題を抱える子供・若者やその世帯の支援を重層的に行うためには、重層的支援体制整備事業と子若協議会等のネットワークが連携して機能することが重要である。

子若協議会等の子供・若者育成支援関係機関においては、子供や若者本人又はその家族が複雑化・複合化した課題を抱えており、当該機関が単独では課題解決が困難である場合には、子供や若者本人の意向も踏まえつつ、多機関協働事業者等につなぎ、各支援関係機関と連携して支援に当たられたい。

また、多機関協働事業者等においては、子供・若者育成支援施策の対象になる者の情報を覚知した場合には、子供や若者本人の意向も踏まえつつ、子供・若者育成支援関係機関につなぎ、連携して支援に当たられたい。

（2）重層的支援会議・支援会議の開催

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、支援関係機関が連携して支援に当たるため、多機関協働事業者の呼び掛けにより重層的支援会議（重層

的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議をいう。以下同じ。)を開催し、複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うとともに、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行うこととしている。

また、情報共有に関して本人同意のない場合は、支援関係機関間で情報共有等の連携を図るため、法第106条の6第1項に規定する支援会議を開催することとしている。この支援会議においては、同条第3項及び第4項において必要な情報の授受等を規定していること、同条第5項において構成員等に対する守秘義務を規定していることから、本人同意の有無に関わらず、関係者間で支援に必要な情報共有等が可能とされている。

重層的支援会議・支援会議の構成員については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関等と調整の上決定していくこととなる。

一方、子供・若者育成支援施策の実施に当たっては、子若協議会において、支援関係機関が行う支援を適切に組み合わせて効果的な支援の実施を図ることを目的として、支援関係機関間の必要な情報の交換及び支援の内容の協議を行うこととしている。(子若法第20条第1項)

なお、子若協議会については、その構成員に守秘義務を課すことにより、支援に必要な情報の交換ができることとなっている。(子若法第24条)

子供・若者育成支援に関する支援関係機関間の協議は、子若協議会が設置されている場合は子若協議会を中心として行われることとなるが、複雑化・複合化した課題により多機関協働事業者等との間で情報共有等を図る必要がある場合には、多機関協働事業者等が子若協議会の構成員となり、逆に子供・若者育成支援機関が重層的支援会議・支援会議の構成員となったりすることにより、双方の情報共有や連携した支援の実施に努められたい。

多機関協働事業者等においては、子若協議会の主催者より、子若協議会の構成員となるよう依頼があった場合には積極的に参加するとともに、子供・若者育成支援機関においても、市町村や多機関協働事業者より、重層的支援会議・支援会議の構成員の依頼があった場合には、御協力願いたい。

なお、多機関協働事業者が支援プランを作成する場合には重層的支援会議として開催する必要があるが、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなることから、市町村において、上記の子若協議会や、ひとり親世帯に関する支援内容等を検討する既存の会議体等を組み合わせて開催することが可能な場合には、同日を開催するなど、効果的・効率的な開催に努められたい。

(3) アウトリーチ等を通じた早期の支援

課題の深刻化を防ぐためには、自ら支援を求めることが難しい方や、課題に対する自覚がない方といった潜在的な相談者を把握し、早期に関わりを作り、アウトリーチ等を通じた支援をすることが重要である。

重層的支援体制整備事業においては、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）として、長期のひきこもりの状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を行う事業を実施することとしている。

一方、子供・若者育成支援施策では、子若センター、ひきこもり地域支援センター、青少年センター、教育相談センター等の公的機関の職員や、民間の支援団体等によって、困難を有する子供・若者に対して、関係機関等の施設や、住居その他の適切な場所において必要な相談、助言が行われることが求められている。（子若法第15条第1項第1号）

子供・若者に対するアウトリーチ等による支援は、子供・若者育成支援機関が中心となって行われることとなるが、子供・若者やその世帯が抱える課題が複雑化・複合化し、同機関単独では対応が困難と考えられる事案（※1）については多機関協働事業者につなぐとともに、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業により支援を行うことが想定される。子供・若者育成支援機関においては、複雑化・複合化した課題の端緒となる事象を把握した場合には、必要に応じて多機関協働事業者等につなぐとともに、重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ支援事業者（※2）と連携して対応いただきたい。

また、アウトリーチ支援事業者においても、支援を実施する中で、子供・若者育成支援機関につなぐ必要が生じた場合には、適切に連携して支援していただきたい。

（※1）あくまで一例として、以下のような場合が考えられる。

- ・ 介護と育児のダブルケア（親が兄弟姉妹の介護に追われる中、他の子供の養育等が不十分となっているケースを含む。）や、親や祖父母等の介護を子供・若者が担うヤングケアラー等の問題など、一つの世帯に複数の課題が存在していると考えられるが、各支援関係機関の支援が届いていない場合
- ・ ごみ屋敷や騒音等のトラブルなどにより、世帯全体が地域から孤立している場合
- ・ 子供・若者本人には明確な課題は確認されていないが、多子世帯などで養育環境に課題がある場合や、親が収入や健康などの課題を抱えて

いる場合など、世帯全体でみると複雑化・複合化した課題を抱えている場合

(※2) 重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第4号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

また、多機関協働事業者やアウトリーチ支援事業者において、子供・若者育成支援機関による支援が必要と思われる事案を把握した場合には、子供・若者育成支援機関につないだ上で、連携した対応を行われたい。

その際、特に、心身等の著しい課題、虐待や犯罪に関する問題など、緊急的な対応が必要となる事案を覚知した場合には、速やかに子供・若者育成支援機関その他の関係機関につなぎ、各支援関係機関連携のもと、必要な対応を行われたい。

3 社会資源の積極的な活用について

(1) 参加支援の考え方

1の地域共生社会の理念を踏まえると、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援であり、既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や生活困窮分野における就労準備支援事業などが行われている。

(2) 重層的支援体制整備事業における参加支援事業

市町村全体における包括的な支援体制の構築に向けて、重層的支援体制整備事業においては、多機関協働事業者において受け止めた方のうち、社会参加を進めるに当たって既存の事業では対応できない狭間の個別ニーズのある方について、参加支援の機能を有する地域の社会資源を活用し、本人や世帯が社会と継続的につながる機能を強化するため、新たに参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）を実施することとしている。

この参加支援事業においては、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとし

ている。

子供・若者育成支援施策においても、就労体験やボランティア活動等、多様な参加の場や就労の場など、子供・若者本人が望む方法で社会や地域とつながりを持つことのできる場を充実させることが重要である。子供・若者育成支援機関で支援している子供・若者について、既存の事業では対応が困難な場合であって、上記の参加支援事業の活用が有用と考えられる場合には、参加支援事業の活用も可能であることから、参加支援事業によって、時間かけて、多様な社会参加に向けた支援を行う必要性のある子供・若者を把握した場合には、参加支援事業者（※）又は多機関協働事業者につないでいただきたい。

また、これら社会参加に向けた支援の実施について、本人のニーズや課題は個々人によって異なるため、本人に合った活動を行う場を提供するためには、多様かつ多くの社会資源を確保しておくことが重要である。

そのため、参加支援事業者及び子供・若者育成支援関係機関においては、それぞれ活動の中で把握・開発した社会資源について双方で情報交換を行うなど、社会資源の共有化についても配慮されたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第106条の4第4項の規定により、同条第2項第2号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

4 制度の相互理解等

（1）相互理解の促進

重層的支援体制整備事業と子供・若者育成支援施策において、連携した事業実施のためには、部局間や支援関係機関間の相互理解を深めることが必要であるため、相互に日常的な連携（双方の制度を理解するための研修の実施、情報共有の機会や連絡調整担当の設定等）を確保することが望ましい。

また、都道府県については、法第6条第3項に基づき、市町村における重層的支援体制整備事業を含む地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供等の援助を行う責務を有していることを踏まえ、重層的支援体制整備事業に係る研修の実施や支援関係機関間のネットワーク構築支援等の必要な支援を継続的に行うとともに、シルバー人材センター等と重層的支援体制整備事業との連携事例等に関する情報について、各都道府県域内の共有に努めていただきたい。

国においても令和3年度以降、各種研修や全都道府県での説明会の実施、

各地域における取組事例の発信など、重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の構築の取組に係る理解促進を進めていくこととしているため、これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

(2) 情報共有等に当たっての留意事項

子供・若者本人を他の支援関係機関につなぐ場合や、他の支援関係機関とともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の情報に含まれる個人情報の第三者提供に当たり、本人（未成年者の場合はその法定代理人）に同意を得ることが基本となる。

また、子供・若者本人との接触ができていないなど同意が得られない時点において、双方の機関で情報共有を行う場合には、守秘義務がかけられた支援会議や子若協議会の場等で行うこととする。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子供・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子供・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割り的な対応では限界

趣旨・目的

- 子供・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子供・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を支援するためのネットワーク整備

子供・若者育成支援施策を推進するための枠組みづくり

[国]

[地方公共団体]

子ども・若者育成支援推進大綱

勘案

都道府県、市町村 子ども・若者計画 (努力義務)

策定

子ども・若者育成支援推進本部 (本部長:総理)

基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等 : 各種支援の実施
 - 〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導〕
〔医療、療養、生活環境改善〕
 - 〔修学・就業、知識技能の習得等の支援〕
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置): 支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - ①調整機関: 協議会の事務の総括、構成機関等の間の連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - ②指定支援機関: 支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国 : 調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援

円滑な社会生活
(就業・修学等)

子ども・若者
総合相談センター
(子供・若者に関する
相談窓口)

子供・若者に関する
様々な相談事項

〔矯正、更生保護等〕
心理相談等

〔雇用〕
職業的自立・就業支援

指定支援機関

連携

調整機関

子ども・若者支援
地域協議会

〔福祉〕
生活環境改善

〔保健、医療〕
医療及び療養支援

〔教育〕
修学支援

教育委員会等

団体・NPO

保健所、精神保健
福祉センター等



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子供・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができる」とする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一體的に実施する事業を創設する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一體的に執行できるよう、交付金を交付する。

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

I～IIIを通じ、
・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応
(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの対応の具体例)
就労支援 見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にないひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一體的実施

○ 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に關し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一體的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づくりの実施体制

※ I～IIIの3つの支援を一體的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

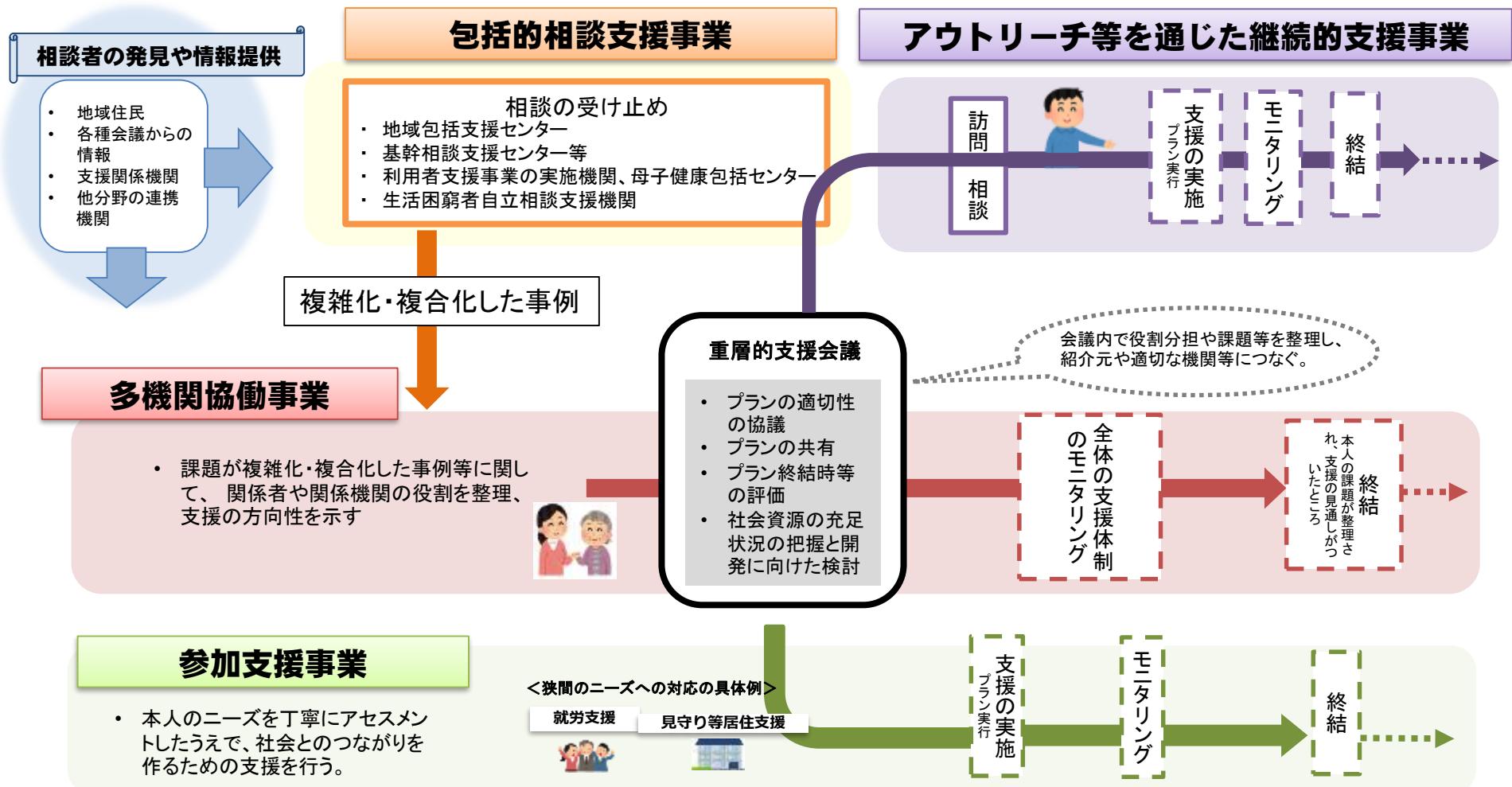
(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。

※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

(注) 生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

(※) 支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
	御浜町
滋賀県	長浜市
	守山市
	米原市
	豊中市
大阪府	大阪狭山市
	和歌山市
和歌山県	和歌山市
鳥取県	北栄町
島根県	松江市
	大田市
	美郷町
広島県	廿日市市
愛媛県	宇和島市
福岡県	久留米市
大分県	津久見市

※42自治体

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市
	旭川市		館林市		三条市		桑名市		倉吉市		長崎市
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市
	広尾町		みなかみ町		関川村		龜山市		湯梨浜町		佐々町
青森県	平内町	埼玉県	玉村町	石川県	富山市	滋賀県	大津市	島根県	琴浦町	熊本県	熊本市
	今別町		さいたま市		高岡市		彦根市		出雲市		山鹿市
	蓬田村		狭山市		金沢市		近江八幡市	岡山県	岡山市		菊池市
	外ヶ浜町		草加市		輪島市		栗東市		総社市		宇城市
	鰭ヶ沢町		越谷市		白山市		甲賀市		美作市		合志市
	西目屋村		和光市		能美市		野洲市		西粟倉村		大津町
	藤崎町		日高市		野々市市		高島市		広島市		菊陽町
	大鷗町		ふじみ野市	福井県	越前市		東近江市	広島県	吳市		御船町
	田舎館村		川島町		美浜町		竜王町		竹原市		益城町
岩手県	板柳町	千葉県	木更津市	山梨県	甲州市	京都府	亀岡市	島根県	尾道市	大分県	中津市
	盛岡市		八千代市		長野市		京田辺市		大竹市		竹田市
	岩泉町		君津市		伊那市		精華町		東広島市		杵築市
宮城県	仙台市		浦安市	長野県	下諏訪町	大阪府	堺市	山口県	下関市	宮崎県	九重町
	涌谷町		墨田区		富士見町		茨木市		宇部市		延岡市
	南三陸町		目黒区		原村		八尾市		長門市		日向市
秋田県	能代市	岐阜県	中野区		朝日村		寝屋川市	徳島県	美祢市	宮崎県	三股町
	湯沢市		杉並区		飯綱町		高石市		徳島市		都農町
	鹿角市		豊島区		岐阜市		阪南市		小松島市		美郷町
	由利本荘市		江戸川区		大垣市		熊取町		宇多津町		高千穂町
	井川町		立川市		関市		太子町		伊予市		鹿屋市
	大潟村		三鷹市		恵那市		姫路市	愛媛県	四国中央市	鹿児島県	中種子町
	山形県		青梅市		美濃加茂市		明石市		愛南町		宇検村
山形県	山形市		府中市		神戸町		芦屋市		高知市		瀬戸内町
	天童市		調布市	静岡県	静岡市	兵庫県	伊丹市		四万十市		和泊町
福島県	福島市		小金井市		浜松市		宝塚市	高知県	奈半利町	沖縄県	読谷村
	須賀川市		小平市		熱海市		川西市		本山町		
	川俣町		国分寺市		伊豆市		加東市		いの町		
	檜葉町		古河市		函南町		たつの市		中土佐町		
茨城県	東海村		柏江市		小山町		桜井市		黒潮町		
	栃木市	神奈川県	多摩市	愛知県	名古屋市	奈良県	三郷町	福岡県	福岡市	大分県	福岡市
栃木県	小山市		西東京市		豊橋市		田原本町		大牟田市		大牟田市
	那須塩原市		横浜市		半田市		高取町		八女市		八女市
	さくら市		平塚市		豊川市		王寺町		小郡市		小郡市
	那須烏山市		鎌倉市		稻沢市		吉野町		古賀市		古賀市
	市貝町		藤沢市		知多市		大淀町		うきは市		うきは市
	壬生町		小田原市		みよし市		川上村		糸島市		糸島市
	野木町		茅ヶ崎市		阿久比町	和歌山県	橋本市		岡垣町		岡垣町
	高根沢町		秦野市		東浦町		有田市		大刀洗町		大刀洗町
	那珂川町		武豊町						大木町		大木町
									苅田町		苅田町

※243自治体

重層的支援体制整備事業 連携通知対象施策一覧（令和3年3月29日時点）

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策